

9月7日(火曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 認定第1号 平成4年度可児市水道事業会計決算認定について
議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第3号)
議案第82号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第83号 平成5年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)
議案第84号 平成5年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)
議案第85号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)
議案第86号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第87号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第88号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第89号 平成5年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第90号 平成5年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第91号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議案第92号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
日程第5 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員 (25名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君

7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
14番	今井成美君	15番	河村恭輔君
16番	大江金男君	17番	勝野健範君
18番	村瀬日出夫君	19番	渡辺重造君
20番	小池優之助君	21番	松本喜代子君
22番	奥田俊昭君	23番	田口進君
24番	林則夫君	25番	林義弘君
26番	澤野隆司君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	大沢守正君	福祉事務所長	鈴木益廣君
教育次長 (総務)	可児征治君	教育次長 (学校教育)	吉田博君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	山田美保		

議長（勝野健範君） おはようございます。

本日、平成5年第6回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位の御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会及び開議の宣告

議長（勝野健範君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって定足数に達しております。これより平成5年第6回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 本日、平成5年第6回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜り、まことにありがとうございます。

9月に入りましても、日中は真夏を思わせる日差しが続いておりますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

おかげをもちまして市勢も順調に進展いたしており、これもひとえに議員各位を初め、市民の皆様の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

去る3日夕方から4日未明にかけて、日本各地に大きな被害をもたらしました台風13号が東海地方にも接近いたしました。本市におきましては、水稲、野菜、果樹等、農作物に若干の被害があった模様ですが、幸いにも道路決壊、山崩れ等の災害はございませんでした。災害対策、災害防止につきましては今後とも引き続き万全の態勢で対処いたす所存でありますので、一層の御協力をお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、決算の認定に関するもの1件、予算に関するもの10件、条例に関するもの2件、その他の案件1件の合計14件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

議長（勝野健範君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（勝野健範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において21番議員 松本喜代子君、22番議員 奥田俊昭君を指名いたします。

会期の決定について

議長（勝野健範君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間と決定いたしました。

諸般の報告について

議長（勝野健範君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分された事件について同条第2項の規定により、市長からその旨の報告がございますので、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

認定第1号及び議案第81号から議案第93号までについて（提案説明）

議長（勝野健範君） 日程第4、認定第1号及び議案第81号から議案第93号までの14議案を一括議題といたします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 認定第1号の平成4年度可児市水道事業会計の決算認定でございますが、これは地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊の監査委員の意見をつけて、決算の認定をお願いするものでございます。

全量県水受水となった平成3年度から当水道事業は赤字となりました。平成4年度には水道料金の改定を行うとともに一般会計からの繰り入れを仰ぎましたが、赤字の解消には至らず、平成4年度においても赤字決算となりました。

まず、業務内容について説明申し上げます。

平成4年度末の給水人口は8万3,505人となり、前年度末に比べ1,431人、1.7%の増、給水件数は2万3,224件となり、前年度末に比べ480件、2.1%の増となりました。年間給水量も1,083万3,268立方メートルとなり、前年度末に比べ9万9,891立方メートル、0.9%増加し、1日平均2万9,680立方メートル使用されたこととなります。また、1日最大給水量においても、平成4年7月29日に3万7,125立方メートルを記録し、前年度に比べ1,277立方メートルの増加でございました。

次に経営面でございますが、平成4年度水道事業収入総額は、借り受け消費税を除き19億5,598万5,668円となり、前年度に比べ17.1%の増となりました。これは4月からの料金改定や一般会計からの繰入金によるものであり、主なものは給水収益16億3,813万2,799円、一般会計からの繰入金2億323万8,441円、預金利息8,866万3,493円などでございます。

事業費用は、仮払消費税を除き21億4,764万6,660円となり、前年度に比べ7.0%の増と

なりました。このうち主なものは、受水費11億 7,664万 103円、減価償却費3億 8,759万 1,086円、支払利息1億 6,897万 8,181円、職員給与費1億 2,967万 2,297円、資産減耗費7,432万 7,559円などでございます。

この結果、収支差し引きの純損益は1億 9,166万 992円の純損失となり、昨年度に引き続いた赤字決算となりました。なお欠損金は、昨年度からの繰り越し分と合わせて5億 2,842万 5,400円となり、この処理といたしましては平成5年度に繰り越すこととし、平成6年度に予定しております料金改定や一般会計からの繰入金などで赤字の解消を図り、なお一層の経営の合理化、漏水調査の強化など、経営努力を続けてまいります。

続きまして、資本収支について御説明申し上げます。

収入は17億 4,054万 5,948円となり、前年度に比べ48.7%の大幅な増となりました。これは事業費に充てるため5億 5,000万円の起債を起こしたことや、下水道事業、あるいは開発に伴う負担金が大幅に増加したことが原因でございます。

支出におきましては21億 4,719万 7,292円となり、前年度に比べ11.0%の増となりました。主なものは、中区配水場の送水ポンプ設置工事、工業団地ポンプ場築造工事、藤薮配水地設置工事などの建設工事や、大小62の改良工事などでございます。

この結果、収支差し引きとして4億 665万 1,344円の不足を生じますが、減債積立金6,786万 3,642円の取り崩し、消費税資本的収支調整額2,474万 669円、過年度分損益勘定留保資金3億 1,404万 7,033円で補てんします。なお、平成4年度末の利益剰余金積立金は4億 3,575万 540円でございますが、企業債の未償還残額が34億 7,922万 1,348円ありますので、これらの償還財源とし、また平成5年度の資本的収支が当初予算ペースで3億 2,300万円不足の見込みであり、これらの補てん財源とする予定でございます。

以上で、平成4年度の水道事業会計決算の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億 7,780万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を209億 4,540万円とするもの、及び既定の債務負担行為、地方債の変更でございます。

その主な内容は「花フェスタ '95」推進事業として、シンボルフラワー設置、運動・文化機能複合施設関連墓地移転費用、南部丘陵環状線、今渡・坂戸線、及び今渡・川合線の道路新設街路事業費であります。

議案第82号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,995万 4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を27億 4,995万 4,000円とするものでございます。その主な内容は、健康づくり講演会、市民ふれあいフェア等のヘルスパイオニアタウン事業、及び医療費の伸びに伴う療養給付費であります。

議案第83号 平成5年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ142万 8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を6,522万 8,000円とするものでございます。

議案第84号 平成5年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ222万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を455万1,000円とするものであります。

議案第85号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ638万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を29億4,009万9,000円とするものでございます。

議案第86号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,175万円を追加し、歳入歳出それぞれの合計を38億8,085万円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。その主な内容は、木曽川改修に伴う取りつけ水路築造事業であります。

議案第87号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ837万6,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を6億122万4,000円とするものでございます。

議案第88号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ9,519万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を14億547万3,000円とするものでございます。その主な内容は、塩河地区処理場建設工事費であります。議案第89号 平成5年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,260万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を7億4,260万円とするものでございます。その主な内容は、宅地整地の工事費であります。

議案第90号 平成5年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、既定の予算の総額に2億6,800万円を追加し、予算の総額を37億9,300万円とするものでございます。その主な内容は、下水道事業に伴う配水管布設替工事費であります。

議案第91号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により一般廃棄物収集運搬業等の各種申請手数料の見直しを初め、審議会の設置等の整備をするものであります。

議案第92号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定につきましては、岐阜県信用保証協会による市町村小口融資追認保証の保証限度額の引き上げ及び取り扱い内容を変更するものであります。

議案第93号 岐阜県市町村会館組合規約の変更につきましては、岐阜県市町村会館組合が岐阜県ふれあい会館に入居することに伴い、組合の事務を以前の会館の管理から岐阜県ふれあい会館に置かれる岐阜県市長会等の事務所の設置及び管理に関する事務に改めるものでございます。詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(勝野健範君) 続いて総務部長に、認定第1号を除く13議案について詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君）では、お手元の資料番号4番から御説明を申し上げます。

まず1ページでございます。

議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ5億7,780万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ209億4,540万円とするものでございます。債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いいたしております。

次の2ページでございます。

まず歳入でございますけれども、分担金及び負担金でございます。

分担金につきましては、農業費の分担金及び林業費の分担金それぞれ増減がございまして、15万5,000円の増でございます。また負担金につきましては、児童福祉費の負担金でございます。86万8,000円の増。

次に国庫支出金でございますけれども、国庫負担金については、児童福祉費の負担金184万5,000円、それから国庫補助金でございますが、社会福祉費の補助金、林業費の補助金それぞれ増減がございましたし、道路橋りょう費の補助金、あるいは都市街路の補助金等が増がございました。したがって9,598万8,000円の増になっております。また委託金につきましては、社会福祉費の委託金で国民年金の関係で委託金が参っております。213万8,000円の増でございます。

また県支出金につきましては、県負担金といたしまして、児童福祉費の負担金、あるいは生活保護費の負担金等が増加になっております。合わせて180万7,000円の増でございます。また県補助金につきましては、同じく社会福祉費の児童福祉費、あるいは生活保護費の補助金、あるいは農林水産等の補助金が参っております。そういったもので、合わせて1,835万6,000

円の増になっております。また委託金につきましては、河川費の委託金として、堤防等の除草の関係でございますけれども10万円増になっております。

また財産収入につきましては、財産運用収入といたしまして、瀬田地内の市有地についての貸付収入がございましたので28万5,000円、それから財産売払収入につきましては、中濃大橋・御嵩線、あるいは川合・今渡、広見・土田線等々の代替地の売り払い収入がございましたので4,577万円の増でございます。

寄附金につきましては、土木費の寄附金といたしまして、富士カントリーからの道路改良費の寄附といたしまして1,000万円。

それから繰入金といたしましては、基金繰入金として、久々利地内のため池の管理基金繰り入れでございますけれども、減になっておりますが37万6,000円。財産区繰入金といたしまして、北姫財産区の土地売り払いによります142万8,000円の増でございます。それから特別会計の繰入金といたしまして、老人保健関係、国民健康保険等の特別会計の繰入金がございます。950万3,000円の増でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金 4 億 1,909万 9,000円でございます。

諸収入につきましては、貸付金の元利収入でございます。中小企業融資資金貸付金の元金収入で 2,000万円でございます。

雑入につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業交付金といたしまして、こちらは減額になっておりますが 2,070万円。それとボカシの販売手数料が 100万円見込んでおります。また、その他増減がございまして、減の 1,916万 6,000円。

それから市債につきましては、臨時地方道の整備事業債、並びに次郎兵衛塚の古墳の整備事業債、それぞれ 1,500万円ずつ減になっておりますので、合わせて 3,000万円の減でございます。

歳入の合計が 5 億 7,780万円とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

次いで歳出でございますけれども、総務費といたしまして、総務管理費、花フェスタ関連シンボルフラワー設置事業といたしまして 500万円設置をいたしております。50万円の10カ所を予定いたしております。それから庁舎の営繕工事が一部入っております。170万円ほどでございます。その他がございまして 1,271万 9,000円の増。

それから徴税費につきましては、不動産鑑定委託料 263万 5,000円。

選挙費につきましては、さきの農業委員選挙の精算を行いまして減額をいたしております。486万 9,000円でございます。

民生費につきましては、社会福祉費の優しいまちづくり事業の一環といたしまして、総合会館のエレベーターを一部追加工事をいたしたいということで予算を計上させていただいておりますし、特別養護老人ホームの用地の買い戻し、土地開発基金で買っておりますが、買い戻しを一部行っております。それから新しい事業ですが、身体障害者の健康診査の委託料、これを 240万円ほど計上をさせていただいております。合わせて 1,352万 1,000円でございます。

児童福祉費につきましては、保育園児童措置費、あるいは乳児保育料の事業補助、あるいは保育園の臨時保育賃金等々で 869万 4,000円。

それから衛生費につきましては、保健衛生費といたしましてMMRワクチンの接種を中止いたしております。これの減額が 530万円ほどございます。また合併浄化槽の設置整備補助が 123万 5,000円ほどございます。差し引きしまして 274万 6,000円の減でございます。

清掃費につきましては、人材センターにボカシの製造委託をいたしております。その他も含めまして 205万円の増でございます。

農林水産業費につきましては、農業費として、カントリーエレベーターの改修事業が今回行われることになりまして、当市の負担分といたしまして 978万 8,000円予定をいたしております。それから農業集落排水事業費の増減がございまして 456万 4,000円ほど、減になっております。また、県単土地改良事業費につきましては 2,566万円ほどの増になっております。差し引き 1,230万 7,000円の増でございます。

林業費は治山工事請負費の 113万 5,000円の増でございます。

商工費につきましては、中小企業融資資金の預託金の関係でございます。2,000万円とその他で 2,150万円の増でございます。

土木費につきましては、道路橋りょう費、今渡・坂戸線、あるいは中濃大橋・御嵩線、多治見・八百津線等々の土地購入費といたしまして2億 6,841万 3,000円の増でございます。

それから河川費につきましては、酒井地内の急傾斜地等の対策工事費でございます。その他が一部ありますが 130万円。

それから都市計画費につきましては、今渡・川合線の街路事業、あるいは西可児土地区画整理事業への繰出金等で2億 3,872万 4,000円でございます。

住宅費につきましては、市営住宅の営繕工事でございます。一部住宅営繕と老朽化住宅の取り壊し等が入っております。120万円の増でございます。

消防費につきましては、船岡地区の防火水槽の設置を予定いたしております。200万円でございます。

教育費につきましては、小学校費といたしまして各校の営繕工事を行う予定でございますが 900万円。それから中学校費につきましては、学校の営繕とふるさと夢活動推進事業費の委託金が東可児中学で20万円支出をいたしまして、ボランティア活動をやっていただくということで予定はなっております。合わせて 100万 2,000円でございます。

それから社会教育費につきましては、生涯学習の振興費、あるいは文化財の保護費が一部減になっておりますが、その他増減で 1,075万 3,000円の減になっております。

保健体育費につきましては、練成館の保健体育備品の充実、あるいはその他の増減がございまして減になっております。3万 2,000円でございます。

歳出合計5億 7,780万円、歳入歳出それぞれ 209億 4,540万円とするものでございます。

6ページには、債務負担行為の補正でございます。今回変更いたしておりますけれども、岐阜県信用保証協会に対する損失保証でございます。従来の「100万円」から「200万円」とするものでございます。期間については変わりございません。

また地方債の補正でございます。変更でございますけれども、臨時地方道の整備事業、これを 1,500万円減をいたしております。起債の方法、利率、償還方法等については変更はございません。次郎兵衛塚については、先ほど申しましたとおり減になっております。

以上で一般会計を終わらせていただきます。

次いで資料番号5番の平成5年度可児市特別会計補正予算書をお願いいたします。

まず1ページからお願いします。

議案第82号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ 7,995万 4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 4,995万 4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけれども、国庫支出金でございます。国庫補助金といたしまして、

特別財政調整交付金、これは新しい事業でございますけれども、ヘルスパイオニアタウン事業実施ということで、後ほどまた御説明しますが、交付金が500万円ほど参っております。それから国保の収納率向上特別対策事業費の補助金、合わせまして1,175万1,000円増になっております。

繰越金については、療養給付繰越金及びその他の繰り越しがございまして6,820万3,000円でございます。

歳入合計7,995万4,000円の歳入でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、徴税費でございます。一般会計への繰出金の312万円、その他がございまして合わせて619万9,000円。

それから保険給付費につきましては、療養諸費として、療養費の伸びによります医療費の給付費の増がございました。したがって5,384万1,000円の増をお願いしております。

それから保健施設費といたしまして、先ほどのヘルスパイオニアタウン事業、これに要する必要経費といたしまして422万円、これは福祉の関係、あるいは民生関係、そういったものを共同でいろいろな事業、ふれあい広場、いわゆる医者との関係、そういったものも事業が行われるようになっております。また委員会で詳しい説明があろうかと思っております。

それから諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金でございます。国庫等の精算金の確定によります償還金でございます。1,569万4,000円の増でございます。

歳出合計7,995万4,000円、歳入歳出それぞれ27億4,995万4,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

議案第83号 平成5年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ142万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,522万8,000円とするものでございます。

10ページです。

まず歳入でございますけれども、繰入金といたしまして、基金繰入金、財産区の基金の繰り入れといたしまして142万8,000円。これは、歳出の諸支出金といたしまして、土地改良事業の負担金といたしまして、用水路の改修、並びにため池の安全工事を行っておりますので、これらの費用でございます。142万8,000円の歳出でございます。

歳入歳出それぞれ6,522万8,000円とするものでございます。

それから13ページをお願いします。

議案第84号 平成5年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ222万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ455万1,000円とするものでございます。

14ページです。

まず歳入でございます。財産収入といたしまして、財産売払収入、これはため池整備事業に係ります用地を一部売り払っておりますので、この収入といたしまして222万9,000円、補正額は229万円でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、管理費として三ッ池上のため池整備事業の用地費の基金積み立てでございます。収入で積み立てにいたしております。222万9,000円の歳出合計でございます。

歳入歳出を、それぞれ455万1,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

議案第85号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出それぞれ638万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,009万9,000円とするものでございます。

18ページでございます。

まず歳入でございますけれども、支払基金の交付金といたしまして、平成4年度分の交付金及び国、県のそれぞれの負担金の精算がございまして、増減がありまして3万4,000円の増になっております。

また国庫支出金につきましては、負担金といたしまして、平成4年度分の医療費の負担金の精算がございまして457万6,000円の増でございます。

また県支出金につきましても、同じく平成4年度の過不足分の精算がございまして107万円。繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。70万円でございます。補正額638万円でございます。

歳出につきましては、諸支出金といたしまして、償還金として一時借入金の利子でございます。減額の3,000円。

繰出金については、一般会計の繰り出しでございます。638万3,000円。歳出合計638万円でございます。

歳入歳出それぞれ29億4,009万9,000円とするものでございます。

23ページでございます。

議案第86号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出それぞれ1億6,175万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,085万円とするものでございます。合わせて地方債の補正をお願いいたしております。

24ページでございます。

まず歳入でございますけれども、分担金及び負担金といたしまして、負担金として下水道事業の受益者負担金の調定確定によりまして、今回4,948万7,000円の減をいたしております。繰入金につきましては、一般会計繰入金でございます。これも同じく減額の165万7,000円。

繰越金につきましては、平成4年度の繰越金でございます。1億1,085万3,000円。

諸収入につきましては、雑入といたしまして消費税の還付金の確定によって4,974万円増になっております。

市債につきましては、市単の追加工事の増と水道支障移転の工事の増がございましたので、5,230万円の増になっております。

使用料及び手数料につきましては、手数料の督促手数料でございます。1,000円計上いたしております。

歳入合計につきましては、1億6,175万円の補正額でございます。

歳出につきましては、下水道事業費といたしまして、下水道施設費、これは木曾川改修に伴う取り付け水路の築造工事でございますが、土田の下田の雨水幹線の事業でございます。

その他がございますが1億6,175万円の歳出合計でございます。

歳入歳出それぞれ38億8,085万円とするものでございます。

26ページには地方債の補正をお願いいたしております。変更でございますけれども、公共下水道事業5,230万円の増をいたしております。その他、方法、利率、償還の方法については変更はございません。

33ページをお願いいたします。

議案第87号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出それぞれ837万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億122万4,000円とするものでございます。

34ページでございます。

まず歳入につきましては、分担金及び負担金として、負担金は受益者負担金につきまして、久々利地区と広見東地区でのそれぞれ増減がございます。52万円の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、広見東地区の受益者負担金の督促手数料といたしまして1,000円計上いたしております。

繰入金につきましては、他会計繰入金として、久々利地区の下水でございますが、一般会計繰り入れで233万4,000円の減でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。減の724万3,000円。

諸収入につきましては、雑入といたしまして、久々利地区の消費税の還付金といたしまして68万円の増。

歳入合計、減額の837万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、広見東地区の下水道事業費といたしまして、下水道施設費として、前納報奨金の増がございました。11万7,000円でございます。

予備費といたしまして、広見東地区の予備費といたしまして、受益者負担金及び繰越金の額の確定がございましたし、それらの増減がございます。減額の849万3,000円計上いたしております。

歳出合計837万6,000円の減。

歳入歳出をそれぞれ6億122万4,000円とするものでございます。

41ページでございます。

議案第88号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出それぞれ 9,519万 3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 14億 547万 3,000円とするものでございます。あわせて債務負担行為の変更、あるいは地方債の補正をお願いいたしております。

まず42ページでございます。

歳入でございますけれども、分担金及び負担金といたしまして、負担金で今地区と塩河地区の受益者負担金の6月の確定はいたしておりますので、これも減になっておりますが 272万円の減でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金といたしまして、塩河地区の追加補助に伴います増が参っております。 4,141万円でございます。

また県支出金の県補助金につきましては、ただいまの国庫補助金につられまして 1,066万円の増になっております。

繰入金につきましては、他会計の繰入金といたしまして、一般会計からの繰り入れで、今地区、塩河地区でそれぞれ減になっております。長洞地区については増になっておりますが、それぞれ増減がございまして 456万 4,000円の減でございます。

繰越金につきましては、3地区での増減がございまして 5,466万 8,000円の増でございます。

諸収入につきましては、雑入といたしまして、今地区での消費税の還付金が計上しております。 773万 9,000円。

市債につきましては、塩河地区で 3,270万円の増、長洞地区で減で 4,470万円ほどの増減がございまして、減の 1,200万円をお願いいたしております。

歳入合計につきましては、9,519万 3,000円でございます。

歳出につきましては、今地区農業集落排水事業費といたしまして、農業集落排水管理費として、今地区の前納報奨金の減がございました。 5万 2,000円でございます。

それから塩河地区の農業集落排水事業費につきましては、同じく農業集落排水施設費でございますけれども、国の補助の増がございまして、塩河地区の処理場の建設の工事費の増がございました。その他若干ございますけれども 9,248万 4,000円の増でございます。

予備費につきましては、平成4年度の繰り越し等により 276万 1,000円の増でございます。

歳出合計 9,519万 3,000円の歳出予算でございます。合わせて歳入歳出それぞれ14億 547万 3,000円とするものでございます。

44ページでございます。

債務負担行為で長洞地区の農業集落排水事業として、平成5年度から平成6年度まで 4,800万円の限度額で債務負担行為をお願いいたしております。

また地方債の補正につきましては、変更でございますけれども、塩河地区の農業集落排水施設建設事業費といたしまして、補正で 3,270万円の増をいたしております。それと長洞地区の農業集落排水施設建設事業費では、減額の 4,470万円の減をいたしております。その他、起債の方法、利率、償還方法については変更はございません。

59ページでございます。

議案第89号 平成5年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ2億3,260万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,260万円とするものでございます。

60ページでございます。

まず歳入でございますけれども、国庫支出金といたしまして、国の補助金として臨時交付金の補助額の減少がございました。したがって715万円減をいたしております。

同じく県補助金についても18万円の減でございます。

財産収入につきましては保留地の処分金といたしまして、財産売払収入1億5,251万3,000円の増。

繰入金につきましては、一般会計への繰入金でございます。7,733万円でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金1,008万7,000円でございます。

歳入合計補正予算は2億3,260万円でございます。

また歳出につきましては、区画整理費といたしまして、区画整理事業費として区画整理地内の宅地造成工事及び家屋移転の補償等がございました。これに要する費用といたしまして2億3,260万円。歳出の合計2億3,260万円でございます。

したがって、歳入歳出をそれぞれ7億4,260万円とするものでございます。

65ページでございます。

議案第90号でございます。平成5年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

これは市内の特環農集、並びに公共下水道事業の諸事業量の増加に伴いまして、浄水場の配水管布設替工事が大幅に増となっております。したがって、これに対する補正でございます。資本的収入及び支出の第2条について、平成5年度可児市水道事業会計予算本文第4条の一部を変更いたしております。

それから収入につきましては、負担金として1億1,900万円の増。支出につきましては、建設改良費といたしまして2億6,800万円の増をそれぞれ行っております。

以上でございます。

それから資料番号1番をお願いいたします。平成5年度第6回可児市議会定例会の会議議案書でございます。

2ページでございます。

議案第91号で可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

全部改正の本文は、3ページから6ページにわたってございますけれども、さきに御説明がございましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正がございまして、新たに法の目的といたしまして、廃棄物の排出を抑制することが今回新たに盛り込まれております。

従来の廃棄物の処理については、廃棄物といたしまして、それぞれ排出されるものを焼却処分する等中間処理し最終処分とすることに今回はとどまらず、さらに廃棄物の排出を抑制いたしまして、廃棄物の減量化を図り、再生を推進することが重要であるという考えが中心になっております。したがって、今回、全部改正するものでございますけれども、改正案では、特に市民、事業者へ廃棄物の減量についての協力義務を特に求めまして、適正な処理を図るために、廃棄物減量等推進審議会を設置いたしまして、これに減量、あるいは処理計画等、適切な処理の計画を審議することを求めております。また、あわせて、許可、申請、手数料等の額の見直しを行っております。

7ページでございます。

議案第92号の可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本文8ページでございますけれども、岐阜県の信用保証協会によります市町村小口融資追認保証の保証限度額を1中小企業者につき450万円から500万円に増額をいたしております。また、他の協会保証がある場合には、その額を含めまして1,500万円から2,000万円に変更をいたしております。また、それぞれの額に改めまして、その他は条文の整備等でございます。

それから9ページでございます。

議案第93号 岐阜県市町村会館組合規約の変更についてでございます。

本文10ページから12ページにわたってございますけれども、県民ふれあい会館が御案内のとおり平成6年1月ごろに部分開館することに伴いまして、岐阜県内の市町村長会、あるいは議会議長会等の組織及び事務、並びに市町村の職員の福利厚生に関する事務を行う団体が、今、市町村会館に入っておるわけですが、この事務所をふれあい会館の開館にあわせまして移転することに伴い、これらの団体の事務の設置及び管理等の事務を共同で処理することについての規約の全部改正でございます。

以上でございます。

議長（勝野健範君） 以上で14議案の提案説明は終わりました。

請願2号について（提案説明・委員会付託）

議長（勝野健範君） 日程第5、請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員による提案理由の説明を求めます。

1番議員 高木利行君。

1番（高木利行君） それでは請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書。

現行の学校事務職員制度は、昭和28年の義務教育費国庫負担法の施行後、学校運営に必要な

な制度として定着し、全国で約3万7,000名が配置されています。

また学校栄養職員は、昭和49年から同法の対象となり、約1万名が学校給食の運営に当たっています。

しかし、大蔵省は60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を上げています。このことは「学校の基幹職員」として位置づけられてきた歴史的経過を無視するものです。

今日、学校運営において、学校事務職員・栄養職員の果たす役割は重要です。国庫負担法から除外されれば、各地方自治体の財政負担増大を招くとともに、学校事務職員・栄養職員の身分、勤務条件に重大な影響を及ぼします。また、地方自治体の財政事情により定数の削減が予想され、教育の機会均等とその水準の維持向上を著しく阻害することになります。

貴議会におかれましては、このような制度の改正に強く反対され、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の給与を「義務教育費国庫負担法」から除外しないための意見書を提出して下さるよう、ここに強くお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいいたします。

議長（勝野健範君） 以上で紹介議員の提案説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております本請願については、文教民生委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の議会はこの程度にとどめ、議案の精読のため、明日から9月16日までの9日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、あすから9月16日までの9日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（勝野健範君） 本日はこれもちまして散会いたします。

次は9月17日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいいたします。

本日は長時間にわたりまことに御苦労さまでございました。

散会 午前10時20分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年9月7日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月17日（金曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号及び議案第81号から議案第93号まで

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員（25名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
14番	今井成美君	15番	河村恭輔君
16番	大江金男君	17番	勝野健範君
18番	村瀬日出夫君	19番	渡辺重造君
20番	小池優之助君	21番	松本喜代子君
22番	奥田俊昭君	23番	田口進君
24番	林則夫君	25番	林義弘君
26番	澤野隆司君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	大沢守正君	福祉事務所長	鈴木益廣君

教育次長
(総務) 可児 征治 君
秘書課長 長瀬 文保 君
市民課長 青山 嘉佑 君
土木課長 可児 教和 君

教育次長
(学校教育) 吉田 博君
総務課長 奥村 雄司 君
農政課長 曾我 宏基 君

出席議会事務局職員

議会事務局長 林 邦夫
書記 勝野 正規
書記 溝口 晴美

係長 籠橋 義朗
書記 脇坂 忠志

議長（勝野健範君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（勝野健範君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（勝野健範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において23番議員 田口 進君、24番議員 林 則夫君を指名いたします。

一般質問

議長（勝野健範君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。

私は、福祉の充実について質問をしたいと思います。

今月は、各所で敬老の日を迎えています。そこで、私は福祉関係について、次の 2 点、質問をいたします。

まず第 1 点は、老人敬愛バスの運行についてであります。

老人は多年にわたり社会の進展に寄与されてきた方々でございます。敬愛され、かつ健全で安らかな生活が保障されなければなりません。可児市内の交通状況を見ると、ほとんど市バスに頼るほかなく、不整備な実態であります。そこで、少しでも老人敬愛の立場から、市内の要所を老人無料でバス運行して、市民から、特に老人から喜ばれるように図ったらどうかと思うものでございます。市当局はこれに対してどのように思われるか。老人への鈴木市政のプレゼントとしてお願いいたしたいと思うものでございます。

2 点目、児童福祉について、児童館の増設を願うものであります。

出生率の低下に伴い、学校児童は減少していますが、婦人の職場への進出、核家族化の進行、また近く、学校週休 5 日制の実施などにより、児童の健全育成は重大なる課題であります。地区にある児童センターは現在 3 カ所、帷子、桜ヶ丘、広見であります。地区内の児童の健全育成の拠点として寄与しておりまして、児童福祉の重要性を考え、逐次新たに増設し

ていけばどんなにか児童は喜ぶか、実行、増進を図られるよう切に願うものであります。

高齢社会対策を推し進める政策の中には、高齢者自身の対策もさることながら、児童の健やかな成長、政策を統合的に進められることが必要であると思います。そこで、市当局の御意見を伺います。

以上、私の質問は2点で終わります。

議長（勝野健範君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 村瀬議員の児童福祉の問題についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、子供の出生率の減少は全国的な傾向で、可児市でも、総人口に対する15歳未満の人口構成比率が昭和58年の29.6%をピークに、本年4月には19.4%と、実に10%、約3,000人も減っておるわけでございます。ちなみに市の総人口は32%、約2万400人ふえておりますけれども、可児市でも小子化が現実に進んでおるわけでございます。その理由はともかくといたしまして、議員御認識のように、共働きの夫婦がふえ、核家族化、都市化が進む中で、次代を担う子供が健やかに育つための対策の一つとして児童センターを増設することの御提言ですが、私も同感でございまして、昨年度は、議員を初め多数の皆様方の要望にこたえて桜ヶ丘児童センターをオープンいたしました次第でございます。さらに増設したい気持ちはありますけれども、議員御指摘のように、現在、一番大きな問題は環境センターの建設でございまして、これに大きな資金が要るわけでございますので、財政的に大変逼迫している現状でございますので、今、増設、なかなか難しい現況でございます。

その代替的な対応として移動児童館を開設しておりまして、今年度も11月中旬に今渡北小学校と、来年3月上旬に平牧公民館で行うよう予定しております。議員の御趣旨を十分認識し、さらに増設についての検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長（鈴木益廣君） 老人敬愛バスにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

その前に、3日間にわたりまして敬老会を自治会の皆様方、あるいは婦人会の皆様方に御足労を煩わしまして3,085名の方の敬老会をやっていただきました。ありがとうございました。

さて、65歳以上のお年寄りの方に対して無料で市内の要所を巡回する、そういうバスを出したらどうかという御質問でございますが、社会的弱者に対しての福祉的な御提言ということで、私ども担当者としましては大変心強い、またうれしい御質問だと思いますが、今2カ所の老人福祉センターで、福祉センターへ行く巡回バスを週に2回ほど出しております。先般、議員から御示唆いただきました愛知県の高浜市の状況をちょっと調べてみましたところ、市から社会福祉協議会の方へ委託して市内の巡回バスを出しておられるということでございました。社会福祉協議会は、名鉄バスの方へ週4日、1日3往復ということで、市役所から、ずうっと老人の方が利用される施設を巡回しておられるというようなことでございまして、その1周で大体10キロくらいという非常に狭い範囲でございますが、60歳以上の方を無料で

利用していただいておりますということでございます。形式的なことは、ちょっと担当者の方がおられませんでしたのでわかりませんでした。もし可児市でやるとすれば大変な距離でございます。ちょっと無理ではなからうかなあというふうに思っておりますが、御質問の趣旨としましては、お年寄りが家の中に閉じこもってばかりいないで、もっと交流を図ったり、何か生きがいを感じていただいたらどうかというような御趣旨でございますので大変ありがたいと思っておりますが、確実に定期的な巡回バスを出そうとしますと、陸運局の許可とか、バス停の設置とか、いろいろな問題が出てきまして、今つっつというわけにはなかなかいかないだろうと思います。

私どもとしましては、大変ありがたい御質問でございますので、今後前向きに検討していけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

〔18番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 村瀬でございますが、再質問をさせていただきます。

ただいま、市長からの児童福祉についての御回答にいただきまして、大変うれしく思いますので、ぜひ逐次実行して、本当に児童福祉と言えるような状態にあることを願うわけでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、福祉敬愛バスの運行についていささかお願ひを申し上げましたが、私の考えを少々申し上げておきます。

敬愛バスの運行についての実態は、御存じのように、名古屋市では20年前から、当時の小林橋川市長がこれを実行して大変好評を得たものでございます。また、最近で、この近辺では、お話のありましたように、愛知県の高浜市でこれに似たような敬愛バスを運行しております。内容は多少違いますが、とにかく老人におこたえしたいという気持ちでございます。

私の質問に対しての御回答は大変御理解があると思ひますが、とにかく、こういう問題はひとつ早く実行して皆さんに喜んでもらえるようにしていただきたいと、かように思うものでございます。

福祉時代でございます。市町村の分権時代になりまして、福祉も地方の時代になってまいりました。1990年の社会福祉関係8法の改正の中には、従来の社会福祉の基本的考え方を抜本的に改正をして、社会福祉は市町村の分権時代となったものでございます。我々は、この法の改正趣旨を十分理解して、前向きに本当に実行できるように研究をしていただき、どうか実行に入っていただきたいと。回答の中にも、前向きに検討するという回答でございましたが、どうか一日でも早くこういうようにして、とにかく老人に敬愛の誠を示すというようなことで、本当に福祉の時代を各人が認識していただきたいと、このように思うものでございます。

以上、お願ひいたしまして私の再質問を終わります。ありがとうございました。

議長（勝野健範君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長（鈴木益廣君） よく御趣旨は御理解いたしております。これは福祉事務所だけでは、とてもこういうことはできませんので、関係部局とよく相談をさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） 18番議員、よろしいですか。

〔「はい」と18番議員の声あり〕

議長（勝野健範君） 以上で、18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） おはようございます。

ただいま議長からお許しいただきましたので、7番議員 村上孝志、3点ほど質問させていただきます。

コロンブスがアメリカ大陸を1942年に発見いたしまして、もう500年が経過いたしました。コロンブスの航海のように、現在の日本も未経験の高波の中にさらされております。本年8月6日、日本の政治も半世紀近くに及ぶ単独政権から非自民連立政権へと移行し、また東西冷戦も終結し、新しい夜明けの時代を迎えております。

しかし、我が国においては、先の見えない経済消費不況の中で、来年の春先までは景気の回復は期待もできそうにないと言われております。こうした政治的、経済的にうねりの高い中で、これまで経済的成長を第1の生活目標としてきました国民は、社会の進歩、精神的なゆとりや豊さを求め、人と人との触れ合いを尊重し、高齢化社会に向けて、長い人生を突くある生きがいのあるものにしたいと願ってきております。

昨日の夕方でございますが、政府は円高や冷夏、また長雨被害による内需を中心としたインフレのない持続可能な経済成長と、生活者、消費者が豊かさを実感できるような経済社会づくりのために6兆2,200億円の緊急経済対策を発表いたしました。

さて、平成3年3月に策定されました可児市第二次総合計画の基本理念は、人間性の尊重と自然の調和であり、人間性にあふれた真に豊かで住みよい都市社会の実現と、潤いのある美しい郷土の形成でございます。快適で潤いのあるまちづくり、生きがいと思いやりのあるまちづくり、心の触れ合いと連帯感あふれるまちづくりでございます。

その実現のために、帷子地区では、毎年9月議会において、各自治会より出されました問題、要望、提言などを地元の議員が本会議で市行政の姿勢、運営、また管理について質問し、その内容を地元で、各自治会長さんより会員に説明し、理解と協力を得ているところでございます。その中で、特に今回、要望の高かった案件についてお伺いさせていただきます。

なお、本日は三宅、帷子自治連合会長さんを含め、15名の各自治会長さんが傍聴にいただいております。傍聴いただいております皆様方にも理解と協力、また納得いただけるように、親切、丁寧な回答をお願いいたします。

まず第1点でございます。住宅団地周辺の可児市所有地ののり面の管理についてでございます。この案件は愛岐ヶ丘、緑、虹ヶ丘、計1,625戸より問題提起されております。ほかの地区でも同じような箇所が随所がございますが、特に当市の住宅団地はほとんどが山林を切

り開き、そして造成し、高台の上に位置しております。当然、上り下りはあるといたしましても、斜面のあるのり面が存在しているわけでございます。そののり面の草刈り、また松くい虫の被害などによる朽ち果てた古木の処分などが問題となります。地元住民は快適と潤いを求め、また心の触れ合いと連帯感を醸成するために、各丁目、ブロックごとに場所を指定し合い、大体2ヵ月に1回ぐらいの割合で草刈りなど清掃に励んでおります。しかし、平坦地や緩やかな斜面など素人でもできるところは、言うならば自分たちでできるところは自分たちでやっております。しかし、足場の悪い急斜面は、そうはまいりません。自分たちの住んでおる、またお世話になっている土地ではあっても、しょせんは素人です。危険がつきまといます。万が一、不幸にしてけがでもしたら、費用を含めて、だれが責任を負うのか、不安な要素も多分にあり、一部では業者に委託しているのが実情でございます。特に緑団地におきましては、春と秋の2回、草刈りを実施しており、業者に委託する費用だけで400万円もの出費が伴うとの報告をいただいております。乏しい自治会費の中から市所有地の草刈り費用400万円を計上しなければならない現状。各務原市では、このような市所有地の維持管理はすべて行政で対応していると聞き及んでおります。当市ではすべて自治会で管理しなければならない団地住民の心情も察していただきたい、このように思うわけです。

そこで本題に移ります。団地周辺の緑地帯を含めた可児市所有地の管理範囲はどのようになっていますでしょうか。また、自治会で実施可能な部分、また物については自分たちで維持管理するが、困難な場所、地形については、費用を含めて行政で対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。そして、もしそれが無理であるならば、業者委託費用の一部の補助制度を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、それぞれの自治会では、草刈り機を購入しております。草刈り機を購入費用、また保守費用の助成を希望いたしますが、いかがでしょうか。無理なのでしょうか。

続きまして、2点目に移らせていただきます。大体同じような質問でございますが、市所有地の緑地帯、空き地の有効活用についてでございます。

大型団地の場合、国土法等の緑地率を勘案し、開発業者が周辺、山林を含めて購入し、造成、そして販売いたしております。余剰地、残地を可児市へ移管して市有地となっている場所、また代替地、市施設建設予定地として購入した土地など、市有財産が空き地として利用されずにおる土地がございます。その土地の現状はと申しますと、ある敷地、平地でございます。草ぼうぼうであり、多分、年に2回ぐらいは業者に委託して草刈りを行っているのではないのでしょうか。また、団地周辺、これは具体的に団地名を申し上げますと光陽台でございます。きょうは写真を持ってきておりませんので残念でございますが、担当者の方にはお願いしておりますので、実情、御理解いただいているかと思えます。

場所的に皆さん方にもおわかりいただけますように、説明させていただきますと、長洞交差点から犬山市へ向かいます長洞・犬山線です。線の右手の方に光陽台団地がございます。道路から光陽台配水池が見えます。その配水池から、ただいま申し上げました長洞・犬山線までの空間です。あそこに、例えば右側の方に住宅団地がございます。道路があります。コン

クリート塀によって5メートルぐらいの段差がございます。その下は草ぼうぼうです。ところが、この草ぼうぼうは市有地であるわけですが、そこに小さい用水が流れております。その向こう側、隣です。隣の地区には、今、モトクロスというようなことで、休日などにはモトクロスなどやっているわけですが、そのモトクロスの駐車場というようなことで、草も刈ってありまして、きれいな状態でございます。

そこで、団地のコンクリート壁、約5メートルぐらいの、その下でございますが、市有地となっております、その平地、草が生い茂っております。以前は、そこから蛇が団地内に進入したり、つるが道路まではい上がってきたり、また秋になれば、セイダカアワダチソウの花粉が家の中にまで入り込む状態だったそうでございます。そこで、近くの方が一部分ですけれども、つるを刈り、そして草を取って、現在は家庭菜園として使ってみえます。しかし、手つかずの可児市所有地はその間に挟まれているわけですが、自然緑地というのでしょうか、背丈の高い草木が生い茂っております。団地のコンクリート壁面と、その駐車場に間する市有地、何かに利用できないでしょうか。市内、どこでもそうですが、特に住宅団地におきましては駐車場が不足しており、違法駐車も多く、非常時には支障を来すのではないかと心配しているのは私一人ではないと思います。

新聞などで報じられておりますように、緑ヶ丘団地においては地域ぐるみで違法駐車追放モデル地区として成果を上げております。可児警察署でも、青空駐車追放による違法駐車を防止しようと必死に取り組んでおります。そのような運動が展開されている中で、どうせ使われないうち、また当分使用計画のない市所有地の有効な活用を図っていかねばならないと考えておりますが、いかがでしょうか。もちろん法律の範囲内です。駐車場として、また花づくりなどの家庭菜園として、また小公園として利用価値はたくさんあるのではないかと思います。環境美化の向上にもつながります。そうすることによりまして、使用者、利用者が、それぞれ自分たちで草を刈り、また花を植えるなど、駐車場として使うなどすることにより年2回の草刈りも不用となり、むだな経費の節減にもなると思うわけです。

ただし、開放した場合、使用希望者が殺到いたします。忙しい行政では対応の煩雑さや混乱も予想されますので、管理については各自治会に委託された方がよいのではないかと申し添えさせていただきます。

3点目に移らせていただきます。

市道幹線の道路照明灯についてお伺いいたします。

過去にも、地元会長さんたちの要望により、4年9月議会において、防犯灯、街路灯、道路照明灯を市で一括管理できないかとの質問をさせていただきました。その回答は、現在、市内には約4,000ヵ所の照明灯があり、全部は無理な部分もあり、市で設置したものについては維持管理しているが、その他のものについては地元に協力お願いし、御協力いただいたとの総務部長のお答えでございました。また、一昨年9月には街路灯、防犯灯の設置についてと質問し、特に通学路、また地域間の設置を強くお願いいたしました。そこで一部設置いただいたこと、心よりお礼申し上げますが、今回もまた地元会長さんより同じような要望

が出されております。私も毎年同じようなことを、ことしで3年連続して質問させていただくわけですが、地元にとってはそれほど大きな問題であり、自治会も本当に困って見えることであるからです。特に今回は、市道幹線にある道路照明灯の維持管理は、団地内であっても行政で対応すべきではないかと的を絞って質問させていただきます。

市道50号線が昨年、虹ヶ丘地内を国道41号線まで開通いたしました。きょうでございますが、虹ヶ丘の会長さんより、その市道50号線沿いに水銀灯11灯あると、調査して教えていただきました。私の住む愛岐ヶ丘団地も市道30号線、通常、南部丘陵環状線が通っております。この30号線には7基の水銀灯が道路照明灯として、夜になりますと交差点など照らし出してくれております。大きな事故がなかったのも、この照明灯の効果が一部あったのではないかと感謝している次第です。しかし、懸飾設置されましてから、もう15年経過いたしました。本体の腐食はございませんが、水銀灯の球切れ、点灯管の不良など、トラブルも生じます。1基だけは真昼でも点灯管の不良でしょうか、こうこうと水銀灯がともっております。そのようなときに、自治会長さんは電気屋に修復を依頼するのですが、7メートルも高いところにあるところ、簡単にはまいりません。必然的に修理は遅くなるし、また費用も高くなるわけです。自治会の中には、市で高所作業車でも、また高所作業車に保険も含めて購入してくれば自分たちで補修するのだからと話してみえます。

このような箇所が市内には随所にあるのではないのでしょうか。どうか団地内であっても、またそれぞれの地域であっても、主要幹線の市道なのです。電気代は各自治会で負担させていただくとしても、保守管理だけでも行政で一括して対応していただきたい。いや、対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、一次質問を終わらせていただきます。

議長（勝野健範君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） ただいまの団地周辺、市有地の危険な面管理についてということでしたが、市の管理につきましては、事業者から管理移管を受けます内容につきましては、御案内のとおり、道路、あるいは下水道、そして緑地広場、そして関連の水路を消防の用に供する貯水施設、上水道、あるいは交通安全施設等々、いろいろございます。その中で、各団地の自治会さんをお願いしておりますのは、公園、集会施設、ただいま出ておりました防犯灯、ごみの収集施設、あるいは汚水処理施設ですね、それからただいま問題になっておりましたのり面、あるいはそれに関連する、関連というわけではございませんが、調整池、あるいは沈砂池についても自治会の管理をお願いをいたしておる状況でございます。もちろん、これについて草刈り等の清掃、あるいは日常の維持管理について、御案内のとおり自治会さんの大変なお骨折りをいただいております。

したがって、その中で、ただいま出ておりましたのり面の管理につきましては、ただいまちょっと触れましたが、大変な費用と、それから労力、いろいろ御負担をかけております。これが、ただいま御発言のとおり現状でございます。

ただし市の方としても、災害発生、または災害が発生するおそれのある場合は、そういっ

たのり面、あるいはそれに準ずるものについては市においては当然に対応しなければならないということで考えております。また団地以外で市内、一般的には道路ののり面、あるいは市内一級河川の清掃、草刈り等そういったものについては土地の隣接者、あるいは関係自治会の皆様方の大変な御努力によりまして管理をいただいております。もちろん、これについても、災害、その他については当然に市が修理していくのがもっともでございます。

したがって、これまで自治会に管理をお願いしております公共施設につきましては、ただいま申し上げましたような除草を初め日常的な管理につきましては、引き続きお願いをいたしたいと思っております。ただ、将来的には市で管理しなければならない部分もできくと思っておりますけれども、これは、そういったことを念頭に入れて、これから十分精査して考えていきたいということでございます。

また、ただいま質問の中に、のり面の困難なところ、あるいは草刈り機の補修等についても御発言がございましたけれども、これについては、また一遍よう考えさせていただきますけれども、今ここで、ではすぐという御返事は許していただきたいと思っております。

それから、費用の一部負担ということも出ておりましたけれども、環境整備については大変御協力を願っていることでございます。これに関する費用についても、先ほど申しましたように、当然かなり必要であるようなことを聞いております。特にのり面の管理につきましては、草刈りの清掃、あるいはただいま申しました日常の維持管理、そしてフェンス等の維持管理等も、またお願いをいたしておる状況でございます。確かに、のり面の中には管理上、大変な困難な部分もあるようでございますが、これについても集中浄化槽と同様に、一部業者さんにお任せしてやっていただいておりますということも聞き及んでおります。これまで、経費的には市としても十分対応はいたしておりませんけれども、古くは自治会の活動報償費として、その中に環境整備費といたしまして、若干、現在も含めてお支払いをいたしております。これは以前は、五十七、八年のときには環境整備費として特別枠を設けてそれぞれ自治会にお支払いをいたしておりましたけれども、59年、60年以降、自治会の活動費の中へすべて含めて自治会さんにお支払いをいたしております。額、その他については詳細を決めておりませんが、各連合会のいわゆる慣習、いろいろ慣例等もございますので、そちらの方で各自治会の方で支出していらっしゃるかと考えております。できればひとつ、何分にも大変経費のかかることでございますけれども、引き続き自治会の方で管理をお願いしたいという気持ちでございます。

それから、市有地の空き地等に有効利用できないかということでございます。これは、住宅団地につきましては公共用地の役割がそれぞれ決められているものでございますが、例えば公園緑地のように宅地に対しまして環境を保全する意味などで、開発面積に一定の基準を設けまして、義務づけてそれに設置しておるものでございます。したがって、公共用地についてはほとんどのものが行政財産として用途が決められておりますから、本来の役割を消滅させることはできませんので、またそういった効果を減ずることもないということの配慮が必要かと思われまます。したがって、御指摘の有効利用ということにつきましては、一つ

には地域住民の総意に基づきまして新たな用途をつけ加えたり、用途の変更をすることは、先ほど法令という言葉がございましたけれども、法令に抵触しない範囲でしたら、ひとつ御相談を申し上げたいということを思っております。これはあくまで団地内全体の調和を図っていただくことが重要かと思えます。したがって、一部の住民の方々の個人的な利用とか、それから公共財産という性格を逸脱するような利用の仕方はひとつ御勘弁を願いたいと思えます。

ただいまの駐車場、あるいは公園、それから畑、花壇、いろいろ御提案いただきましたけれども、そういったいろいろなケースがあるわけですが、これはひとつ自治会の方とうちの市役所の方と、個別にひとつ御検討を願って、御協議を願ひまして、せっかくの土地でございますので有効に利用していただく。中には、それは駐車場として利用できる部分もありますし、昼中は広場として、夜は駐車場としてというようないろいろな方法がございます。これはひとつ自治会さんとゆっくり、その現場現場で、ケースケースでひとつ御検討をしたいということをひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（勝野健範君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 御質問3点目の幹線道路における道路照明灯の維持管理についてお答えさせていただきます。

この件につきましては議員も御質問の中で言ってみえましたが、昨年、御質問をいただきまして、また御提案をさせていただきます、検討をしてみたいわけでございます、市内の各地域間を結ぶ主要道路、いわゆる私どもで言っている一級市道でございますけれども、これは現在52路線認定しとるわけでございます。この52路線の中に4種類、約860本ぐらいの照明灯ないし防犯灯等が設置されておるわけでございます、このうちお尋ねの水銀灯につきましては、約280本が水銀灯となっているわけでございます。御提案がございましたように、水銀灯はポールが非常に長いものやら、それからコンクリート柱に添架しとるものもございまして、非常に高いところでの球かえ作業などの場合、特殊車両が当然必要になってきまして、経費の面においても相当高くなっているのは事実と思うわけでございます。こうしたことから、一級市道に設置されている水銀灯の道路照明につきましては、今後、関係する自治会等の立ち会いをお願いいたしまして、現地確認を行いまして、来年度から市において維持管理を行われるように現在事務処理を進めたいと思っておるわけでございますから、よろしくお願いいたします。

〔7番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） ありがとうございます。

特に一番最後の市道幹線の水銀灯の管理についてということで、前向きな、そしてうれしいお答えをいただきました。感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（勝野健範君） もう一遍はっきり言ってください。

〔「傍聴席が満タンだから、記者が来たって、我々の新聞発行している記者だよ。これがぶつぶつ言ってるから何とか方法をとれと言うんだよ」と傍聴席よりの声あり〕

議長（勝野健範君） もう傍聴席は満席でございますので、ひとつ……。

〔「だから補助いすを出すとか記者席を臨機応変に開放するとか、そのくらいのことできな失格だ」と傍聴席よりの声あり〕

議長（勝野健範君） 記者に、お互い邪魔にならんようにやっていただくと。

静粛に願います。そういうふうで、記者にお互い邪魔にならんようお願いしたい。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（勝野健範君） 退場してください。

〔「傍聴席がいっぱいだから、臨機応変に補助いす出すとかせなだめだろう。そんなに傍聴する議会は全国でも珍しいわ。臨機応変に補助いすを出すとか、記者席を開放するとか、そんなことは当たり前のことだろう」と傍聴席よりの声あり〕

議長（勝野健範君） 議長の権限において、退場を命じます。

〔発言傍聴人 退場〕

議長（勝野健範君） 会議を続けます。

7番（村上孝志君） どうも失礼いたしました。

突然のハプニングがございまして、頭の中がくちゃくちゃになってしまいました。

それは置いておきまして、今、本当に市内 860灯ですか、このような関係のものについては前向きに、そしてだれでもが利用するわけですので、やはり維持管理について、市道一級幹線のものについてはぜひ行政の方でお願いしたいなというふうに思っております。

またその中で非常に費用の関係で難しい部分もあるかと思いますが、高所作業車、特殊作業車というようなことも御検討ついでにいただければありがたいなというふうに思うわけです。といいますのは、それぞれ各団地、また地域におきまして、同じような、高さは水銀灯ほどではないとしましても、やっぱり五、六メートル、5メートル以内のところには蛍光灯などもあるわけですね。そのような保守もそれぞれの電気屋さんをお願いしているわけなんですけれども、どうせ同じようなところが市内各地域にあると思うんですね。ですから、できましたならばそういう特殊車両を土木課かどこかに設置していただくと。それをそれぞれの自治会の方々でお借りし、自分たちで費用を含め、また労力を含めて対処していくという方法もあるかと思いますが、この点につきましてまた御回答をいただきたいと思います。

それと、一番最初ののり面のことでございますけれども、今、お答えいただきましたように、感ずるわけでございますけれども、ただ今ちょっと気になる部分がありました。災害が発生、またそのおそれのあるものについては、また災害時には市で対応するというような回答がありましたけれども、もうこのときではちょっと遅いんですね。もっと言うならば、住民から苦情があったときに除草でもやるというような状況じゃないかと思うわけです。同じように、市有地の場合でもやっぱり同じだと思いますけれども、やはりこういう部分につ

きましては、やはり先取り先取りというような行政の姿勢をお願いするわけでございます。

それに加えて、今はたまたま住宅団地ののり面ということで質問させていただきましたが、じゃあ今度、公共施設、学校、学校ののり面はどうなっていますでしょうか。私もまだ小学生、また中学生がおります。年に1回でございますけれども、子供ともども、大体夏休みになりますけれども、クリーンアップで、またはリフレッシュでというようなことで、親子ともども学校の奉仕に出かけているわけです。本年も南帷子小学校の場合ですと、各学年の父兄がそれぞれの業務分担がございまして、何年生はガラスふき、もちろん4階建てでしたら4階のところもガラスふきをやりますとか、遊具のペンキ塗りとか、水路の土上げとか草刈り。本年、のり面についての草刈りはございませんでした。おとしですか、私がちょうど娘が草刈りの学年になったもんですから、一緒に汗かきました。危ないんですね、やっぱり。いつもやってないやつがやるんです。その危ないという声を通じたのかどうか、また皆さんからそのような声が上がったのかどうかわかりませんが、本年はそれを中止されているわけです。ただし、一部の、それこそ役員の方々が草刈り機で刈ってみえたんです。それでも刈れない、危ないというと、これはやっぱり業者に委託してるわけです。どうなんでしょう。前向きに御検討いただきたいと思います。

また、このような公園の管理、またのり面とか、遊具とか、いろいろと自治体の方にお願いしている部分があるわけなんですけれども、私はやっぱり本来ならば、できるならば行政の方で対応していただきたいというのが本音でございます。ただし、それはやっぱり無理。人がいない、金がない、時間がないというのであれば、これほど住民の皆さん方の要望の高い事項ですので、例えば、大体苦情があると都市計画課ぐらいが現場へ駆けつけるんでしょうか、そのような都市計画課の中に新しいそういう公園維持課とか、いろいろ名前があるかと思いますが、そのような一つの対策係、課というものを設ける必要があるのじゃないのか、もうそういう時代に来ているんじゃないかなというふうに思います。

次に、2点目で質問させていただきました市所有地の空き地、または緑地帯の有効活用ということでございます。非常に法的にも規制があるかと思います。しかし、やはりすべてそういう規則、法令で定められるのではなくて、やはり先ほど総務部長さんの方からもありがたい回答をいただいているわけなんですけれども、本当に前向きに市民の方に開放という方向で進めていただきたいなど。それは先ほど回答の中にもございましたように、一個人というのではなくって、私自身質問の中で申し上げましたように、自治会単位で管理するというようなシステムの方で進めていただきたいと思うわけです。これは本当に市内全域で同じようなことがあると思います。その根底にあるものは、もし許可されましたら、市の方で、行政の方で何々をやってくれというのじゃなくって、それぞれ使用者、利用者が自分たちで整理し、また管理するというのは前提にあるということだけは御理解いただきたいと思います。

以上で2次質問を終わります。

議長（勝野健範君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） ただいまの御質問ですが、災害発生云々というお話がございました。もちろん災害が起きてからでは遅いということは重々承知しております。先取りで対応していかなければいけないということも承知しております。自治会長さんの、一番住んでいらっしゃる皆様方からのお話によって対応させていただきたいということでございます。

それから学校ののり面については、平地に近いところ等はPTAさんをお願いしていただいておりますが、一部、小学校につきましては、危険という部分がございますので、これは業者さんにのり面の草刈り等をお願いをしておる部分がございます。あれはたしか帷子ですね、あちらの方は市の教育委員会から発注して仕事をさせていただいております。

それから公園の管理の、特に遊具等々がございましたけれども、もちろん御発言のとおりでございますが、遊具等につきましては市のそういった補助制度もございますので、設置、それから補修ですね、そういったものがございまして御利用いただければと思います。ただ、予算もたくさんあるというわけではないものですから、1年に何件もというわけにはいきませんが、範疇でございましたらひとつ御利用いただきたいと思います。

それから先ほどの土地の有効利用、これはまた一遍、自治会さんとも、そういう申し出がありましたら、現場で、あるいは書類でいろいろ御検討をさせていただきまして、有効に使っていただくことは結構だと思います。

以上でございます。

議長（勝野健範君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 特殊作業車を買う考えはということでございますけれども、これにつきましては、私どもこの車自体がどのくらいの単価なものやら、それからまた購入したときにそれを利用して、利用価値というんですか、効率的なことということも加味せんと、買って車庫に寝とる回数が多いてはこれは効率的にむだなことでございますから、その点も考慮いたしまして、今すぐここでどうこうとちょっとお答えすることは差し控えさせていただきますけれども、今後、その車がどんなようなお値段がするものやら、それから実際お尋ねの団地内等の高いところでそういう球、特に球の事故だと思いうわけでございますが、球等のかえる回数等、またお聞きさせていただきながらと思いうわけでございます。

それからお話の中でちょっと議員さんの方から、私のお話が不十分であったかわからずけれども、52路線のうち約 860個がそういう防犯灯やら水銀灯やらいろんなものがあります。ただし、私どもの道路照明とみなされるものは水銀灯でございますけど、それは約 280個と申したと思いうわけでございまして、この 280個につきまして、今後、自治会さん等の立ち会いをさせていただきまして、対応のできるように事務的に進めさせていただくというものでございますから、その点ひとつどうぞよろしく申し上げます。

〔 7 番議員 挙手 〕

議長（勝野健範君） 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） ありがとうございます。

地元の皆さん、よかったですでしょうか。

今、御説明いただきましたように、非常にすべて前向きで御検討いただくということでございますので、ありがたく思います。

その中で、都市計画課ぐらいの中にも新しくそういう部局をつくる、担当を抱える必要はあるんじゃないのかなということだけは要望、希望として申し添えさせていただきます。

それと学校ののり面なんですけれども、確かに無理な部分は業者の方に委託するというようになってきた、本当にありがたいことだと思います。ところがきのう、私たまたま今、文教民生委員会に所属させていただいておりますので、各学校を研修させていただいているわけなんですけれども、それぞれの学校で努力して、草刈りもやっていただいているんだなということをありがたく思いました。反面、ある学校などですと、そののり面をただ草だけにしておくのではなくって、ソメイヨシノとか、ハナミズキとか、イチョウとか、そういうものをこれから植えていきたいし、また現実、植えているという学校もございました。そのような分での、やっぱりただ草だけというのじゃなくて、そういう方向への転換もこれからは必要じゃないかなというふうに思います。

蛇足程度でございますが、きのうやっぱり同じようなことがいろいろございまして、桜ですとどうしても毛虫がつくと。また今度、毛虫の駆除の関係はどうなるんだ、また高木の伐採はどうなるんだと。いろんな問題も出てくるわけなんですけれども、こういう点をすべて、忙しい業務の中でございますけれども、前向きに検討をお願いいたしたいと思います。

それと……。

議長（勝野健範君） 簡潔に願います。

7番（村上孝志君） 実は、通告書にはございませんけれども、1点だけちょっとお願いいたします。

この可児市の中に、今、スポーツ人口が非常に急増しております。その中で、可児市の中、市営のグラウンドは、広見並びに坂戸グラウンドがあるわけなんですけれども、例えば帷子地区でございます。人口2万2,500、可児市全人口の26%を有している地域でございます。その地域でどうしてもグラウンドが欲しいというようなことが非常に大きな要望として出ております。平成7年度、名城大学がオープンするということでございますけれども、そのグラウンドを使わせてもらうということでございますけれども、やはり帷子地区としても、また市内各箇所においてもそういうグラウンドというのが非常に要望として強いものですから、ぜひ今後そういう方向で進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（勝野健範君） ただいまの件は要望としての発言ということで、以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、私は通告に基づきまして5点についての質問をしたいというふうに思います。

まず第1点でございますが、環境センターの建設計画は、将来は処分場が不要になるよう

をお願いをしたいということでございます。

現在、環境センターの問題は、地元塩河で対策委員会が開かれ、検討が続けられております。地元住民の最も心配な問題は処分場の建設でありますけれども、今や技術開発が進み、焼却灰も2次処理、あるいは3次処理によって、廃棄からごみそのものの再利用へと研究が続けられております。例えば焼却灰を固化して、インターロッキングや建設資材の骨材などへの再利用の研究が進められておるわけでありまして。また、分別収集されたプラスチック類は、昨年、議会の二つの委員会において視察をいたしました島根県安来市で行われているように、灯油への油化還元、あるいは固まりにして、インゴット化というふうに言いますが、固まりにして固形燃料への再生も現実に行われておるわけでありまして。

処分場の問題は、仮に今回の場所確保が可能になったといたしましても、この処分場が飽和状態になる将来、今は40年計画でありますけれども、将来は再び土地が確保できる保証はありません。今回の環境センター計画は、現在考えられる最新の技術を導入して、廃棄処分は最小限にするとともに、今後の技術革新の中でさらに最終処分の減量化を図り、将来は処分場が不要となるような施設にすることを期待するものであります。

今議会で、可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案が提出されております。これには、市民や事業者に対して廃棄物の減量化と再利用を求めています。これは第2条ですが、さらに第3条では、廃棄物減量等推進審議会を置くことになっております。私たち市民もごみの減量化に努力すると同時に、環境センターからの廃棄物の減量化にも努力をされたいというふうに感ずるものであります。最終処分の減量化のため、どのような方針と計画があるのか明らかにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、二つ目の質問です。

昨今、円高不況ということがいろいろ新聞、あるいはマスコミ等で取りざたをされております。円高による倒産件数も、一般の倒産件数の別枠で発表されてもおるわけですが、市内の業者の円高に対する、一般の不況も含めてですが、円高不況に対する実態把握とその対策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

バブル崩壊による不況に追い打ちをかけるように、ことしに入って円が20%も上昇し、新たな円高不況が全国的に広がっております。お隣の多治見、土岐、瑞浪の各市などは、陶磁器産業、あるいは関市の刃物や金属加工業、さらに岐阜県下に広がる繊維関係、縫製加工業など、いわゆる地場産業は深刻な事態を迎えていると聞いております。さらに、日本の基幹産業ともいわれる自動車や家電関係、機械設備も軒並み大きな影響を受けております。可児市内の業者は、自動車や家電、機械設備などの下請加工業が多く、単価の切り下げや大幅受注減に経営は大きく圧迫されていると耳にします。市当局として、市内業者の実態把握をどのようにされているのか、またその対策についてどのようになされているかお伺いをしたいと思います。

続きまして3番目ですが、小口融資制度の申込書等の簡略化がなされましたけれども、その後の変化についてお尋ねをするものであります。

本来、小口融資制度は、無担保、無保証人が原則で、中小、あるいは零細業者の経営安定のため、簡単に利用できることを念頭に置いて創設されたものであります。本議会で、市小口融資制度について、申し込み書類が煩雑なことを指摘してまいりました。また、県の商工労働部長に対しても、岐阜県商工団体連合会とともに私も交渉を繰り返し、信用保証調書の申込書、申込者、記入事項の簡素化を約束させてまいりました。こうした経過の中で、この4月から、この煩雑であった書類がかなり簡素化されたようであります。簡素化される前の状態、あるいは簡素化された4月以降の申し込み件数及び貸し出し実績にどのような変化があるのかお尋ねをするものです。

いろいろ調査をしておりますけれども、ちなみに実績につきましては、平成2年度が7件で1,850万円の貸し出しでした。平成3年度はわずか3件しかありませんで、880万円です。4年度は7件で1,860万円。ことし平成5年度に入りまして、4月から7月の末までの貸し出し件数は、これまでの倍近くに上って11件、3,420万円貸し出し実績があるというふうに聞いております。また今議会におきまして、これも条例改正の対象になっております450万円の限度額が500万円に引き上げられる。また、その他の保証されておられる限度枠も引き上げられるということになっております。こうした実態についてお尋ねをしたいというふうに思います。

続きまして4点目ですが、地方分権についての市長の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

国会では解散前の6月、全会一致で地方分権の推進に関する決議が採択されました。地方分権論の中には、現在の地方自治制度を大きく掘り崩す道州制など、地方制度の改変や憲法改正と結びつけた地方分権など、極めて問題のある主張も見られます。真の地方自治の拡充強化に役立つ自治体権限の拡大、つまり国の行政の民主化とあわせた権限の委譲、さらに地方分権の意味を明確にすることは重要であります。日本国憲法は、国民主権を地方自治の権利として具体化し、これを保障しております。地方自治は、住民が主人公の自治体という意味での住民自治と、地方自治体の行政の自立性の確保という意味での団体自治との二つの要素から成り立っています。基本は住民自治であり、これを拡充するために団体自治の拡充、つまり真の地方分権の拡充も必要なわけであります。ところが、これまでの臨調・行革路線のもとで行われてきたことは、国庫補助金や負担金の一律カット、あるいは住民サービスを切り捨てる地方行革の強制、財源を保障しないで権限を委譲する問題、その一方で国の機関委任事務の増大など、住民への犠牲や負担の押しつけ、地方自治の圧縮の方向でありました。そして今進められようとしているのは、権限委譲も財源の保証もあいまいなままの地方自治体の合併や連合など、地方自治の形骸化、あるいは空洞化の方向であります。

また、先ほど村瀬議員の質問がありました、いわゆる福祉関係の問題でありますが、福祉関係事務の場合も、財源保証なしの団体委任事務化や保育所の措置費制度の見直しであります。この方向は、国の行政は国の基幹にかかわる問題に全力を注ぎ、国民生活にかかわる権限は地方にできる限り移管するといつて、国は国際貢献、国家としての軍事・外交に専念し、

国民の生存権、福祉、社会保障、教育、中小企業、農業保障など、憲法で保障された国民の暮らしの諸権利を守る国の責任を回避することをねらって、その負担を地方自治体に責任を押しつけるものであります。市長に地方分権の現状認識と考え方をお尋ねしたいと思います。

続きまして、これは利権汚職の一掃を目指してということで通告をしていますが、最近、ゼネコン、いわゆる大手建設業者ですね、全国業者に絡む利権汚職の一掃が国政とあわせて地方自治の中でも大きな問題となってきました。最近では仙台市長、三和町長、茨城県知事など、ゼネコンからの収賄、蓄財事件が相次ぎ、同種の疑惑で東京地検がさらに捜査の対象としているのは20自治体にも及んでいると報道がなされております。ゼネコン汚職の疑惑がこの程度にとどまるとは到底考えられません。80年代後半以来、さまざまな名目での公共投資が国と地方にわたって急速にふやされ続け、都道府県はもちろん、市や町村に至るまで大型プロジェクトが並び立つようになった一方で、この公共工事発注にゼネコン大手、準大手、地元特定企業がなりふり構わぬ食い込みを図るため、企業が首長や当局幹部、与党議員などに異常な接近をしてきたためであります。可児市もこうした疑惑を持たれないようにするために、現在の指名競争入札制度を一定の条件をつけた一般競争入札制度に改める考えはないかどうかをお尋ねをするものであります。

ちなみに、建設省が条件つき一般競争入札をこの秋から実施すると発表しております。どうも第1号は、静岡県内の国道1号線改良工事となる模様だということをお知らせしております。建設省でも条件つき一般競争入札という方針を打ち出しております。さらに、市長、議員に対し、企業や団体からの一切の献金の受け取り禁止を含んだ政治倫理条例の制定を図る考えはないかお伺いをするものであります。

さて、ここで少し平成元年から今年度、つまり平成5年度7月までの、これは議会の議決に付された請負契約を調査した感想を述べてみたいと思います。議会の議決に付された金額というのは、6月の議会で改正になりましたが、それまでは9,000万円以上が議会で議決をしなければならない金額です。したがって9,000万円以上の請負契約ということでお話をしたいと思います。

まず平成元年に14件の入札がございました。1回目で落札をした案件が3件、2回目が4件、3回目が6件、4回目が1件、合計の14件です。平成2年度は14件ございました。やはり2回目、3回目というのが3件、7件ございます。3年度は22件。2回目、3回目で落札したのが8件、6件。さらに、いずれも市の希望金額に達しなかったということで、随意契約と言いますが、それが1件です。平成4年度は、12件のうち、2回目、3回目で落札をした案件がそれぞれ3件、5件と。平成5年度4月以降7月までですが、9件ございますが、2回目、3回目で落札したのがそれぞれ4件と1件。この4年とわずかな期間ですけれども、71件議決に付されたわけでありまして。そのうち1回目で落札した案件は22件、2回目が22件、3回目が25件、4回目が1件、随意契約1件というふうになっております。この中で一つ指摘をしたいというふうに思います。2回目以降、4回目まであるわけですが、落札した業者が奇妙なことに1回目から最低価格札なんですね。競争入札ですので、札が安いところへ落

ちるということになるわけですが、最低価格札を入れて、2回目、3回目、4回目とも同一業者が、1回目から2回目、3回目、4回目に至るまですべて同一業者が最低の札を入れておると。これ実際に見てみますと、71件中48件あるわけです。半分以上が1回目で落札しなかったと。ところが、通常ですと、2回目、3回目と重ねるうちに、順位、要するに札が入れかわっても不思議ではないですね。ところが、すべて最初に最低価格をつけた業者が最後まで最低価格をつけて全部落札をしておるということになるわけです。さらに、先ほど言いましたように9,000万円以上ですから、請負契約が9,000万円以上がこの議会の議決に付されておるということですので、大体が億の単位の請負金額になるわけでありまして。ところが落札をした価格差を見てみますと、ほとんどが10万円単位の差なんですね。例えば落札した業者、Aという業者が落札したとします。それで大体8社から10社、あるいはもう少したくさんの方の指名をいたしまして、その業者に札を競わせるわけですが、そのすぐ上、落札した業者というのは一番最低価格ということになります。そのすぐ上の業者の入れた札というのは、億の単位にもかかわらず10万円単位の誤差なんでありまして。それから落札単位をずっと数字を拾ってみましたら、大体何億何千何百何十万という単位で入札札が入るわけですが、大体落札した価格は100万円単位となっているんですね。10万円単位というのはないんです。非常に奇妙だなというふうに思っております。以上の点から見まして、落札業者は最初から決まっておるのではないかと。あるいは落札価格に非常に人為的なものを感じるわけでありまして。私の感想から言えば、明らかに談合が行われておると。この5年間の市の発注工事、71件、これは議会に付されるものだけですから、これ以上にたくさんあるわけですが、我々が議決に参加しておるものだけでも洗い出してみると、これほど奇妙なことが行われておるといふふうに思います。

それから、前金丸自民党副総裁や、あるいは先ほど述べました茨城県知事、仙台市長、三和町長など、ゼネコン絡みの不祥事が相次いでおるわけですが、そうした時点での名前が出た業者の指名取り扱いはどうなっておるのか。後ほどまた再質問の中で明らかにしたいというふうに思いますけれども、とりあえず1回目の質問ではそれだけを質問いたしまして、明快な御答弁をいただくよう、お願いをしたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。(拍手)

議長(勝野健範君) それでは、ここで休憩をとりたいと思います。11時10分に会議を始めます。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長(勝野健範君) 休憩前に続いて一般質問を続けます。

市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 大江議員の地方分権の問題についてお答えをいたします。

最近、議員指摘のように、地方分権が大変叫ばれておるわけでございます。私どもも地方分権というのは必要であろうというふうに考えておりますけれども、特に今までの東京一極集中というものが、今までの日本の経済大国を築くにはある程度の効果があったと思うわけでございますけれども、その反面、非常に地方の独自性というものがなくなったというような面があるかと思えます。特にこれからは地方の時代というふうに言われておりますけれども、残念ながら私どもも考えを変えなきゃならんと思うわけでございますが、国の方に依存しておったという面が多々あったと思えます。だから、地方が自主性と自立性を持つという意味では、地方分権は確かに必要であると思えますし、そのために6月の全国市長会においても東京一極集中の是正と、そして地方の自主性を高めるために地方分権を推進すると。そのためには、やはり財源も十分付与せよというような決議をいたしておるわけでございます。やみくもに地方分権が地方に押しつけられるということではあってはならないという考え方は私も持っておるわけでございます。これから特に地方分権、地方分権といいますが、ある人は地方主権だという話もありますし、私も地方が主権を持って、地方でやれないものを国に依存するというような方法が一番ベターではないかと。与えられた分権でなくして、勝ち取る分権を進めていかなければならないという考え方でございます。

特に、細川内閣もそうした地方分権というものについては非常に前向きでございまして、先日の14日の全国知事会議でも、細川首相は地方自治の自主性、自立性の強化というようなことで分権を進めるということを言われておりますが、これから道州制とかいろんな問題もございまして、いろんな議論はございまして、その中でやはり地方は自主性を持たなきゃいかんというふうに考えておりますので、これからもそういう立場で私は主張してまいりたいと。もちろん私一人の意見で通るわけじゃございませんけれども、できるだけ住民本位の行政でなければならないという考え方でございまして、今までどちらかというところ中央集権で、地方は末端とか、あるいは国の行政事務の委託ということだけに終始しておりましたけれども、そういうことじゃなくして、地方が主体性を持って行政を進めていくと。それには十分な財政的な裏づけも必要であろうというふうに考えておりますので、今後ともそうしたことで、一層この地方分権の問題についても進めてまいりたいというふうに考えております。

次にゼネコン汚職の問題、大変今新聞等々にぎわっております、大変私どももそうしたことが起きたということについて残念に思うわけでございます。私は、極力そうしたことは法律や何かで規制するのではなくして、やはり人間そのものがやはり考えなきゃならんというふうに考えておりますし、可児市では絶対そういうことはなかったというふうに私は確信をいたしております。市長をやって11年間になりますけれども、今まで一度もそうした建設会社から献金の申し出もございませんでしたし、私が指名委員会にこの業者を入れよという指示をしたことも全然ございませぬ。最近、「天の声」で、どこの業者を入れよというような新聞が出ておりますけれども、そうしたことは一切いたしておりませぬし、また議員からもあの業者を入れてくれというようなことは一遍も私は聞いたことはございませぬ。これは市

会議員、県会議員、国会議員からもそういう依頼は一度も私はこの11年間に受けたことはございませんので、可児市は清浄にやっておるといふ確信を持っておるわけでございます。ただ、人間でございますので、そういう過ちを犯さんためには、やはり指名競争入札を一般競争入札に変えるということも必要であろうと思います。ただ、これには一長一短がございます。一般競争入札にしたけれども非常に手間がかかって、かえって悪かったということで狭めた地方自治体もございまして、これから十分こうした問題については検討をいたして、ほかの自治体の動向、それから今までやったとこの動向等を十分研究いたしまして、できればそうした限定的な一般競争入札というような方法をとってまいりたいというふうにお考えおるわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから政治倫理の問題でございますが、こうしたことは法律でとか、条例でいろいろ規制するということではなくして、本当は自覚でそういうことのないようにすべきであると思ひますけれども、もちろん今行政改革の中でもそうしたことは言われておりますので、十分こうしたことも研究して、できればそういうことを知る必要があるならば、これは取り組んでいかなければならないということで研究をしましてまいりたいというふうにお考えおります。資産公開ということが今度は市長にも求められるようになるようでございますので、そうした問題についても十分前向きに、倫理条例をつくる方向もやはり考えていかなければならないと。そして、市民から信頼される行政をやらなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから入札の問題について大変、確かにそういう談合があるんじゃないかという、私どもも疑惑を若干は持ったこともございまして、それは十分業者にも注意をいたしておるところでございます。これからもそうしたことのないように十分注意をして、金額が接近するということはやはりある程度は、大体計算すれば出てくるわけでございますので、そんなに大きな開きがあるということはダンピングがなければそういうことはないと思ひますので、これからも透明性については十分留意をしましてまいりたいというふうにお考えおりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（勝野健範君） 助役 瀧澤義昭君。

助役（瀧澤義昭君） 大江議員の環境センターの建設計画は、将来は処分場が不要になるようにと、こういう御質問でございます。これにお答えをいたします。

議員御存じのとおり、ただいまこの関係地域の皆さんには大変な御心労とお暇をちょうだいしております。市長を初め私どもとしても大変申しわけないと、このように思っておりますけれども、しかし一方で、何としてもこれはお願ひをして実現しなくてはならないと、こういう現状からの義務感に基づいて、無理を承知で地域の皆さんにひたすら誠意を持ってお願ひをいたしておる状況でございます。

焼却灰の埋め立て処分についても御指摘のとおりでございます。やはり関係地域の皆さんが、大変これに対して御心配、あるいは御不安をお持ちでございます。私どももこの払拭については最大限の努力をしないと思っておりますし、また言葉だけではなく

して、現実に可能な限り最大限の方法を講じて、やはりこのスラグの処理、処分ということを考えなくてはならない。ただいまこのスラグの安定化、そして減量化について努力をいたしております。研究プロジェクトチームによりまして、現段階における技術開発に基づくいろんなシステム、あるいは設備の導入について研究をいたしております。やがてそれらについて議員の皆様方にも、あるいは地域はもとより市民の皆さんにもお示しをしながら御理解をちょうだいすることになるかと思えます。

ただ残念なことに、今、議員がおっしゃったように、いろんな技術開発がされつつございますけれども、今現在では、完全にリサイクル処理をするという、まだ技術開発に至っておりません。私どもとしては、一方で御指摘のとおりでございます、このスラグの減少、減量をさらに努力すると同時に、やはりもとはごみそのものの減量が非常に大事だと。現在、地域の皆さんからもそういう御要望が非常に強うございます。そういうことで、御存じのように、市としてもいろんな事例を立てながら、現在、一部実行に移しておりますけれども、さらにこれを強化して、やはりもとであるごみの減量化を強化していかなきゃならんと。そして、もちろんのことでございますけれども、スラグの減量についても引き続き研究努力をして、建設時点の最大限、最先端の技術導入、施設導入をもって対応させていただく。もちろんその後においても、このことについては継続してやはり研究努力をいたし、また、時期をとらえて地元の皆さんとのいろんな話し合いの中で、施設改善等が可能性として出てくればそれはやはり素直に受け入れ、また考えていかなきゃならんと、こういうふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（勝野健範君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） 大江議員の2番目と3番目の御質問についてお答えさせていただきます。

まず初めに、2点目の円高不況の市内業者の実態把握とその後の対策という御質問でございますけれども、既に市におきましては、平成3年度に市の統計調査で市内の製造事業所について数字を出しておりますが、現在349事業所となっておりますけれども、これらの事業所における長引く景気不況の影響及び最近の円高に対する影響等についての実情把握につきましては、既に可児市の商工会及び市内の金融機関、並びに可児工業団地等の意見等も随時、その都度事情聴取によりまして把握に努めておる状況でございますけれども、可児市におきましては、直接的な輸出関連企業は少ないにもかかわらず、ことしに入りまして、工業用の設備機器関連業種及びハイテクに関連する産業業種、これらを中心にいたしまして、さらに一段と受注が減ってきていると聞き及んでおるところでございます。

そこで、可児工業団地で操業いたしております48社につきましては、これは独自で工業団地が統計数字を出しておりますけれども、この調査によりまして、前年度と比較いたしまして、製造品の出荷高、これらの増加あるいは減についての数字が出ておりますけれども、増加した企業につきましては8社、そして反対に減少した企業というのが22社、そして残り18社はほぼ横ばいであるという数字が出てきております。全体的に申し上げますと、平成3年

度の出荷高、これが 1,208億 7,600万。これに対しまして、平成 4 年度になりますと 1,187 億 8,100万というような数字になっておりまして、約21億円の減、率にいたしまして約20%の減少となってきております。さらに団地組合の関係者の話をいろいろ聞いてきておりますけれども、こうした話によりまして、最近の受注の状況についてはほぼ横ばいであろうという御意見もございましたけれども、さらに落ち込んでいるというように言われてもおります。私どもは引き続きこの景気が低迷しているというように推察し、憂慮しているところでございます。

なお、市内の全体における企業についての調査でございますけれども、先ほど申し上げた 349事業所のうち 320事業所を対象に、現在、円高景気の状態、あるいは金融制度の利用の希望者等についていろいろ調査をしたいということで、7項目にわたります現在アンケート調査を行っておる状況でございます。この調査の回答締め切りが今月の末締め切りで提出していただくということになっておりますので、それらの結果を見て今後検討し、対策を考えていきたいというように考えております。

なお、今後の対策と現在の対策はどのようにしておるかというようなことでございますけれども、国・県を主体といたしました年 3.4%という低金利で行っております緊急経営支援資金、及び今度県が 6 月定例議会で補正予算をもって新たに創設された輸出関連企業円高対策資金融資制度というのがございますけれども、そうした県・国の制度の活用と、そして現在行っております市の小口融資制度、今回の議会にもお願いしておりますけれども、そうしたものの拡大とあわせての活用を図ってまいりたいというように考えております。そして、資金面についての支援を今後も引き続き行っていきたいというように考えております。

また、今のこの不況はマスコミ等と言われておりますように、全国的、あるいは世界的な経済不況ということでございますけれども、急激なこうした円高解消、あるいは景気の回復は当分は望めないだろうというようにも推察いたしておるところでございますけれども、こうしたことを考えまして、さらには商工会と連携を図りながら、企業経営の健全化のための経営診断等の実施を行い、支援をしていきたいというように考えております。

また、現在実施中のアンケート調査の結果、及び県が 8 月に組織いたしました委員会がございまして、円高メリット活用委員会というのが県にございまして、そうしたところの意見等も勘案しながら対策を講じてまいりたいというようにも考えております。

次に 3 番目の御質問でございますけれども、小口融資制度の申込書の簡略化とその後の変化はどのようになっているかという御質問でございますけれども、小口融資制度の申込書の記入等の簡略化については、議員御指摘のように、本年春ごろ、議員から貴重な御意見、そして御指導を賜りながら申込書の簡略化を図ってまいった次第でございます。これとあわせまして本年 4 月より県の様式が一部変更されたことによりまして、借入者の信用調書が別様式になっております。そして融資側で作成することになりましたので、本人の申請記入が大変しやすくなってきたと思っております。

借り入れに要する手続き期間につきましては、以前は約 1 ヶ月、30日ほどかかっておりま

したけれども、こうした事務手続の簡略化、記入の簡略化等によりまして、現在は約10日間で記入手続ができるようになってまいりました。申請受付事務を市とそして取り扱いの金融機関、銀行の方でそれぞれ分担して記入することになっておりまして、今までそういうふうには1ヵ月もかかっておったのが10日間に短縮されたということでございます。こうした融資を受けられる利用者の方々については大変喜んでいただいております。

また、本年の融資利用状況につきましては、先ほども大江議員から申されておりましたように、景気の低迷の影響などによりまして、ことし8月末現在で既に平年実績を上回っております。借り入れ件数は13件、融資額にいたしまして3,630万円という借り入れが既にございました。例年については、先ほども申されておりましたように、せいぜい8件程度でございましたけれども、既に5ヵ月足らずで13件にも伸びてきておるということでございます。

借り入れられた業者の傾向といたしましては、やはり例年のように個人経営の中小企業者が大半でございますけれども、法人業種の方がこの中で4名、個人業種の方がやはり9件というように、合わせて13件になってきております。

今後の見通しにつきましても、こうした不況がなかなか好転しないという中で、景気対策の一環としての利用促進を図るべく、市の小口融資制度について本議会で1業者当たり450万円を500万円に拡大し、そして総額を1億円追加いたしまして2億円に拡大していきたいというように今回の議会に対しての案件を上程いたしておるところでございます。今後については、市の広報、あるいは市の商工会報等によりましてつぶさにPRいたしますとともに、銀行の窓口においても利用促進を進めてまいりたいというように考えております。

なお、過年度までの実績状況でございますけれども、議員先ほど申し上げられておりましたけれども、若干数字が違っておるところもございますので改めて申し上げたいと思っておりますけれども、平成2年度では、7件の融資額について1,850万、そして平成3年度はわずか3件でございましたけれども、融資額、金額にして880万、そして平成4年度になりまして若干不景気に入ってきたわけでございますが、8件で2,310万円、そして今申し上げましたように、平成5年度、既に5月から8月までで13件の3,630万というような借り入れ件数の実績となっております。

どうかよろしく御理解のほどお願い申し上げます、答弁を終わります。

〔16番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） はい、16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 大変御丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず市長が答弁されました地方分権の問題についてですが、地方が主権を持つというふうに明言されておられるわけですがけれども、まさに与えられた分権からかち取る分権にしていきたいというふうにおっしゃっておられます。ぜひそういう立場で、今後も引き続いてお願いをしたいと思います。まさに日本の国家は中央集権国家、中央統制国家と言ってもいいほど中央の権限が膨大になっておられるわけですね。片や地方の権限は、まさに3割自治と言われておるように大変少ないと。ちなみに先般、議会から派遣していただきましたデンマーク、

西ドイツ等、たまたま地方分権では非常に先進であるために、あわせて調査をさせていただきましたが、その中でもいわゆるコミュンと言われる、言ってみればかつての都市国家的な延長線上の歴史があるということもあって、非常に地方の権限が強いということがつづさによくわかったわけでありませぬけれども、まさに日本もそうした形で、細川総理が地方分権の推進論者であると。全面的に賛成するものではありませんけれども、推進論者であるということで期待をするわけでありませぬ。また、待っておってはできませんので、市長のおっしゃられるとおりに、まさに勝ち取っていただきたいというふうに思います。これはエールを送って、この問題については終わります。

それから、もう一つ市長に御答弁いただきました指名競争入札の問題であります。

どうも市長の答弁を聞いておりますと、一般競争入札には若干問題があるけれども研究は続けるということでありませぬし、また政治倫理条例の制定につきましても、条例で規制するものではないが、研究して取り組むと。要するにどっちなんかなあと。研究して取り組むというのは非常にいい言葉なんだけれども、はっきり明快な答弁というふうには言いがたいんじゃないかというふうに思います。後でもう一度その辺の真意をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、先ほどちょっと最後の部分で感想を述べてみたわけですが、市長も談合の疑惑を持ったことがあるということでおっしゃっておられました。僕は実際、ここに過去5年間の資料を、これは私がつくったわけじゃなくて市の方から御提示いただいたものですが、入札調書というのが全部過去5年間のものが手元に来てございますが、それを見ますと、先ほども申し上げましたように、最初の1回目から何回も回を重ねても、わずかの差ですべての案件について最初の業者が最終的にも落札をしておると。最初に一番低い札を入れた業者が落札をしておるということはもう明白であります。それから価格の問題についても、先ほど市長は、わずかの差であろうと。そうならざるを得ないんだということで、確かに建設事業の場合は、積算見積もりという一つのマーク、今はほとんどコンピューター化されておりますので、仕様書に基づいて積算をすればほとんどが同じような金額になっていくのは当然でございます。ただその中で、それぞれ企業努力をする分野が出てくるわけですね。そのところがいわゆる価格の差で出てくるわけですね。ところがその価格の差が本当にほんのささいな、ささいなというか、我々にしてみりゃ大きな金額ですが、いわゆる億単位の金額からすれば非常にささいな、率としては1%以下の、1%よりもうんと小さい数字の差でしかないということがここにも全部出てきております。そういった点で、一度指名委員会が助役を中心につくられておるわけですが、一度全部過去のを執行部として一遍洗っていただいて、その辺の御研究をいただきたいというふうに思うんです。これは私も素人ですからこれで断言をするわけにはいきませぬけれども、素人の私が見ましても、明らかにこれは談合が行われておるといのははっきりしてくるんです。斜めに見とるわけじゃないです。ちゃんと一つずつ見ておってもそういうふうに思うわけです。そういう点をひとつお願いしたいと、思います。

それから市長にお尋ねするわけですが、いわゆる今いろんな業者が名前に上っております。茨城県知事、あるいは仙台市長、いろんなところからいろんな名前が上っております。ハザマという名前だとか、それから鹿島、大成、大林、あるいは飛島といったような、これは一例ですけれども、いろんな疑惑というのか、あるいは捜査の対象になっておる業者名が上がっております。現在、可児市の7月までの入札の中では、そういった業者も全部名を連ねております。今後そういった発表された業者について、あれはよそのことだということでもそのまま続けていかれるのか、あるいはどうするのか、ちょっと明快な御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、環境センターの問題につきましては助役の方から大変詳細な答弁をいただいておりますので重ねて申し上げませんが、大体一遍つくっちゃいますとそれで終わりになっちゃうわけですけれども、そのときの最先端技術でつくっていただくことは当然のことですが、大体つくっちゃうとそれを維持する方に頭も金も回っていくわけですね。ところが、当然、機械物ですと更新をしなければいけないとか、あるいはもっと新たにスラグを減量する方法について、常に日進月歩で研究が続けられておりますし、もう既に本当は製品化できるんだけど、ただ許認可の関係でまだできておらんというようなこともたくさんあるわけですね。そういったものを、いわゆる環境センターが完成した後もそれを導入できるような、これは市だけではできませんが、一部事務組合ですので、担保していただきたいというふうに思うんです。いわゆる市で助役がおっしゃっていただくことは当然のことですけれども、これは一部事務組合全体の問題ですので、助役会で今、鋭意話が続けられておると思いますけれども、そういった問題を完成後も引き続いて担保できるようにひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから円高不況の市内業者の実態把握とその対策につきましても、経済部長の方からる御説明があった、まさにそのとおりだというふうに思います。工業団地をとってみても、受注減になっておるのが半分近くの22社ということで、大変な状況だなということがこれ一つとってもわかるわけです。ところが、残念ながら調査体制が、市では一応経済部の方でいろいろ関係団体等の聞き取り調査をしていただいておりますけれども、やはり将来的には、今ここですぐつくれということじゃないんですけれども、独自に調査できるような、人的な体制も含めて体制を整えていただきたいというふうに思います。今、既に可児市の財政にも歳入の分野で相当影響が出てくるんじゃないか。決算の中でも出ておると思いますし、また昨年度の決算はもちろんのこと、今年度の決算の中でも、まだ今執行中ですから決算は来年になるわけですけれども、見込みの中では出てくるんじゃないか。非常に大きな影響が出てきます。のみならず、その波及効果は市民の消費活動等にもつながってまいります。したがって、当然、自然体の問題として、一部企業の問題ではなしに、自然体の産業の活性化という問題、また消費生活の動向という問題、あるいは関連した直接的な円高の業者には関係なくとも、その与える波及効果というのは非常に大きなものがあると思います。したがって、市独自のそうした調査体制、また機敏に対応できるような体制をおとりいただきたい

というふうに思います。残念ながら今の現状でいきますと、機敏な調査体制というのは残念ながら今とれておらないというふうに思います。それをとれるようなところまでひとつ研究を続けていただきたいというふうに思います。

また金融問題につきましてですが、小口融資制度の実績が示しておりますとおりに、昨年度から今年度にかけて、特に今年度に入ってから融資件数も額も非常に大きくなってきております。これは小口融資制度ですけれども、県・国の融資制度についても非常に利用者が多いというふうに聞いております。それもできるだけ借りやすく、利用しやすいということを念頭をお願いをしたいと思います。

今、小口融資制度の中でも、まあ改善されたわけですが、信用保証依頼書というのがございます。前も同じようなものがあったわけですが、この裏に貸借対照表を書くようになっております。損益計算書を書くようになっております。白色申告者につきましてもこれを求められておるのかどうか、お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。税法上では、貸借対照表、損益計算書が書けない業者もあるわけですね。書けないというのは、とても毎日毎日、朝から晩まで、お父ちゃんもお母ちゃんも一生懸命お仕事をしておられて、なかなかこういう貸借対照表だとか損益計算書というのをつけれるまでの力がない業者の方も実際はお見えになります。税法の方では数年前に税法改正が行われて、そのときに貸借対照表だとか損益計算書、こういったものを白色業者にも求めるようになっておりますけれども、それが申告の際に、もし書いてなくてもそれはちゃんと受理するんだと。税法上ではそうなおるわけですね。これは国会の附帯決議事項でそのようになっておるわけですね。借り入れの際も、白色申告者の中でなかなかここまで書けないんだという業者についてはどうなさるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

以上、再質問、よろしく申し上げます。

議長（勝野健範君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） まず最初に、指名競争入札を一般競争入札にするかどうかということですが、制限付きの一般競争入札を導入したいということで委員会をつくって研究をしたいということでございますので、よろしく願いいたします。ただ、これについてはいろんな各地の情勢等もございますので、先ほどお話ししましたように、必ずしも一長一短あるわけでございますので、一番いい方法でやりたいということで委員会をつくって研究すると。これは一般競争入札を導入するという前提でもって委員会をつくりたい、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

それから政治倫理の問題でございますが、これは正直言って、私一存ではちょっと今お答えにくいわけでございますけれども、議員の皆さん方とも相談して、これはよりよい方法でつくらなきゃならないと思いますし、それが市民の信頼を得ることならば、当然やるべきであろうというふうに考えておるわけでございます。これは議員の皆さん方と十分協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

それから指名停止の問題、先ほどお答えをちょっといたしませんでしたけれども、そうし

た事件に関連した業者は即刻指名停止に今までもしておりますし、今後ともそうしていくつもりでございます。

それから環境センターの問題、先ほど助役が答弁いたしましたけれども、つくったからそれでいいというものではございませんので、つくってから絶えず組合とも連絡し、よりよい地域に迷惑のかけないような方法を考えていく必要があるというふうに考えておりますので、今後とも、つくって終わりということじゃなくして、地域にそうした被害を及ぼさないような新しい方法ができれば即刻採用していくように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから円高不況対策の問題でございますけれども、確かに、例えば東濃の陶磁器とか、関の刃物という地場産業のとは違いまして、一律ではないわけでございますので、いろいろな業種があるわけでございます。当然、私どももこれからも調査を進める必要がありますし、今の体制では十分ではございませんので、今後ともそうした問題について、関係機関とも協力しながら調査を進めると同時に、やはりこれに対する対策というものについては、大きな問題はやはり国・県の対策が必要でございます。景気対策というのは一市町村の問題ではございませんので。ただ、零細業者につきましては先ほど経済部長がお答えしましたように、小口融資の枠を拡大して、できるだけそうした救済措置を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） 大江議員の再質問でございますが、確かに記入事項の簡素化は図ったものの、やはり御指摘のように貸借対照表、そして損益計算書等についてはなかなか記入しづらい面があると思います。今回の4月以降、事務の簡素化というようなことで行いまして、現在はそうした損益計算書、あるいは貸借対照表等の記入については、業者からそれぞれメモ的なものを持参していただいて、銀行の窓口、あるいは市の商工観光課の窓口で、こちらが半分以上は書いてやるというようなことで、そこらは臨機応変にやっておるということでございますので、今後についてはなるべく簡素化していきたいと思っておりますけれども、県の信用保証協会の方では、やはりこうした貸借対照表、あるいは売り上げの実績、そして損益計算書等については、借入者の可否に対する一番基本になりますのでこれはちょっと省略するわけにはいかんということも言っておりますので、そうした面について、銀行の窓口、市の商工観光課の窓口でお手伝的に記入をしてあげておる状況でございますので、今後ともそうした利便性を図りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。以上でございます。

〔16番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 最後の質問になりますので、できるだけ簡潔にいたします。

経済部長にお尋ねします。

現在、小口融資制度につきましては、運転資金と設備資金ということになっております。

運転資金につきましては、おおむね1ヵ月分の売上相当額が限度というふうになっておりますが、手間賃仕事をやっておられる。最近、工賃仕事というのが非常にふえてきております。ところが、工賃仕事であってもたくさんの人を使っていかなきゃいけないというようなことで、例えば縫製関係ですと、ほとんどが今工賃ですね。その他のところでも工賃仕事非常にふえてきておるんですね。そうしますと、1ヵ月分の売上相当額というのは、借入希望額に対しては非常に少なくなってくるわけですね。その辺についてどうなのかということ、1ヵ月分の売上相当額という枠を外すつもりはないかどうかお尋ねしたいと思います。

それから市長にお尋ねします。

談合の問題ですけれども、本当にきちっと一遍調べていただきたいというふうに思います。この問題につきましては次回の議会でも再度取り上げさせていただくということで、市長にもちゃんと調べていただくことを約束していただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長（勝野健範君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） もちろん談合はないと私どもは確信をいたしておりますけれども、これからも業者にそういうことは十分徹底をしたいというふうに考えておりますし、正直言って、今まででもいろんな談合の指摘がほかの自治体でもございましたけれども、現実にはなかなか談合したということは見つかりにくいというのが実情でございます。ただ、確かに同じ業者ばかりということが、2回も3回も最低が同じというのは、やはりある程度の業者間のルールというものもあるかと思いますが、いわゆるたたき合いをしないという考え方があるかと思いますが、公明性ということが一番大切でございますので、そういう点では疑惑を持たれないように、方法を十分私どもも調査して対処していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（勝野健範君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） ただいまの御質問でございますけれども、こうした不況の中であまり形式ばったことも言っておれませんので、多くの方々に利用していただけるというようなことで、そうした基準は基準でございますけれども、1ヵ月の売上相当額と言っとるとなかなかこの不況の中であれですので、まあ450万の枠内なら、できるだけそうした融通といいますか、利便性を図ってやっておるところでございますが、今後もそうした考え方のもとで融資の窓口事務を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（勝野健範君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。午後は1時から会議を続けますので、お願ひいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（勝野健範君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 発言のお許しをいただきましたので、3点にわたりまして質問をいたします。

第1点でございますが、冷夏による水稲への被害状況と減反政策の撤廃についてでございます。この夏は、記録的な異常低温、長雨、日照不足、立て続けに来襲しました台風などによりまして、農作物への被害がこれまで経験したことのない規模で全国的に広がっております。この質問では、この可児市におきましての水稲への被害、そういうものについて質問をさせていただきます。

米どころである東北各地では、8月中ごろには成育おくれ、いもち病など、大きな被害が心配されると報道されました。また、8月15日に発表された水稲作況指数は全国平均95で、ことし水稲の不作が確実となったと、このときに報道されました。ことしの水稲の不作が確実となったことから、このままでは米不足となることは明白です。政府の米需給政策の破綻が明らかになり、来年度の水田減反面積は大幅緩和が必至です。主食用米、主食用の米の繰り越し在庫は、昨年10月末で26万トン、韓国米の緊急輸入をした1984年以来の最低水準と言われています。食糧庁の米需給計画によると、ことし10月末では40万トン程度の在庫となっており、さらに毎年30万程度の在庫を積み増しすることから、1994年米穀年度末、これは95年10月末には政府が適正とする100万トンの在庫になるはずでした。しかし、作況指数が1ポイント下がるごとに10万トンの減収となるということで、今回の指数95は、在庫の積み増しどころか、計画数量を50万トン下回る収量しか期待できないこととなります。このため減反計画を続けた場合、来年の6月ごろからの米端境期には米需給が逼迫します。食糧庁では新米の早食い、10月末までに400万トンの集荷があるから当面の需給には心配ないと説明するものの、異常気象による減反面積の変更はあり得るとして、来年の減反緩和を検討する構えです。

農業団体である農民運動全国連合会では、これまでの政府がとってきた単年度米需給均衡計画は2年に1度は不作となる中、既に破綻が明白であると批判をしています。米不足を理由に輸入自由化をすることのないよう、来年の営農計画に間に合うよう、早期の減反緩和決定を要求しています。

そこで、1.可児市の異常気象による水稲の成育のおくれ、いもち病の発生等の被害はどの程度でしょうか。1.米不足をもたらした政府の責任は重大です。農民からは米の国内需給を守る立場に立った施策が求められています。水田を荒らし、稲作農家の後継者の意欲を奪ってきた減反政策を撤廃するよう政府に要求すること。また、復田に対する財政的支援を抜本的に強めるよう要求すること等についての市長の御見解をお尋ねします。

2点目ですが、不登校・登校拒否の子供について。

あるお母さんが、学校に行けなくなった子、行かなくなった子供はどこか遠くの子で、自分たちには直接に関係ないと思っていたが、最近では、近くの子供や知り合いの子供など、周りにそういう子供がふえてきています。そういう状況の中で、あすは我が子が行かなくな

るのではないかと不安になってくるということを言われました。文部省の学校基本調査により作成されました登校拒否児童・生徒数の過去15年間の推移で見ますと、これは1977年から91年までの調査で、この15年間に4.2倍になっています。ざっと5倍だと見ることができると思います。そこで、市内小・中学校の児童・生徒の不登校、登校拒否の最近の実態はどうでしょうか。登校拒否は、学校、社会のあり方、子育てのゆがみの結果だと言われています。登校拒否が起きるような学校と子供の関係を改善されねばなりません。不登校、登校拒否の子供をつくらぬ学校教育はどのようであるべきと考えられますか。

3点目ですが、新学習指導要領による中学校の芸術教科について。ここでは、音楽と美術のことで質問をさせていただきます。

中学の新学習指導要領の目玉の一つが選択教科の拡大だと言われています。教科の選択制度は、学校の裁量で力を入れたい教科を選んだりして、特徴ある学校を目指したものであるというふうに説明されていますが、現在の受験制度などを解決しないでこういうことを実施するのは、ますます受験教科へ傾斜を強めるものだと批判が出されていました。選択教科というのは、本来、生徒の側の要求なんだろうが、実際は学校の教科教員の人数によって決定されてしまうのではないのでしょうか。これまで、音楽、美術の教員はそんなにふえているわけではありませんから、講師などで補っていた場合、音楽や美術の教科は縮小の方向に向かうのではないのでしょうか。

新指導要領には、個性の尊重が言われています。音楽や美術の教科では、みんながそれぞれに歌い、描くことができます。子供の感性を豊かに育てるために減らしてはいけない教科だと思っています。音楽や美術の教科は、週2時間の枠は保障しなければ意味がないと思います。新学習指導要領のもとで、この教科の時間が減らされていく方向ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、3点の質問を終わります。(拍手)

議長(勝野健範君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 松本議員の冷夏による水稲への被害状況と減反政策の撤廃についてお答えをいたします。

まず最初に、御質問にあります可児市の異常気象による水稲の成育のおくれ、いもち病の発生等の被害についてであります。8月31日に気象庁の発表によりますと、今夏の低温は、昭和29年以来39年ぶりの低い記録となり、ことしの夏の平均気温は、南西諸島では平年を1度程度上回り、北日本では平年を1.7度下回り、東日本が1.4度、西日本が1.1度それぞれ下回っておるわけでございます。特に北日本の太平洋側では、平年の2度から2.5度下回ったわけでございます。降水量では、北海道の太平洋側から九州で平年より多く、九州南部では平年の3倍以上に達したところもあるなど、北・東日本の太平洋側や西日本では平年の1.5倍以上となっておるわけでございます。そうしたことから、日照時間はほぼ全国的に平年を下回り、東北から九州では平年の50から80%だったということでもあります。また、梅雨明けについては、今年は6月25日、沖縄は奄美が8月13日、東北北部に宣言が出されておりました。

が、気象庁は沖縄と奄美についてはそのまま確定しましたが、そのほかの地域については梅雨明けは特定できないと発表しておるわけでございます。梅雨明け日が特定されないのは、昭和26年、梅雨の統計が開始されて以来初めてのことでございます。

こうしたことから県におかれましては、7月8日、葉いもち注意報が発令、7月26日に穂いもち注意報が発令され、8月9日には穂いもち警報が発令されました。また、その間にも農作物の障害と技術対策速報も出されまして、防除の徹底と冷水の防止、施肥管理について注意を促され、水稻青空教室、有線放送を通じて、注意と水指導もしてまいったところでございます。また13号台風に関しては、戦後最大級の台風が日本列島を縦断するという見込みであるとされ、気象災害対策情報が出され、有線放送による本年の対策について注意を促したところでございます。

そこで水稻の被害状況でございますけれども、8月20日時点では、冷夏、日照不足による生育のおくれが7日から10日と予想され、葉いもち、穂いもちに対し、例年にならぬ防除等を徹底し作業をしたにもかかわらず、市内総作付面積610ヘクタールのうち、被害程度50%相当と思われる面積約5ヘクタール、30%未満と思われるのが残りの605ヘクタールで、被害予想で3,084万9,000円と予測しております。また8月30日の予想では、被害程度50%相当と思われる面積が9ヘクタール、50%から30%が65ヘクタール、30%未満では480ヘクタールとなり、被害予想では1億2,843万8,000円を見込んでおります。台風13号による被害は、コシヒカリ等の早期品種が倒状によるもので、被害減収量約87トン、被害減収額2,418万6,000円となっております。今後の天候の回復によって、作況が厳しい状況にならないように願うものでございます。

2番目の御質問の、減反政策を撤廃するよう政府に要求してほしいということでございますが、議員も申されましたように、今期の作況指数は昭和28年以来最低で、40年ぶりの減収のおそれを心配され、このまま作況が回復せずさらに悪化するようだと米不足のおそれも当然出てくるものと思われまます。食糧庁は、10月末までには政府米、自主流通米、合わせて400万トンを越える集荷が見込まれる。米の需給には心配ないとコメントを発表されたように思いますけれども、今後、作況がさらに落ち込むようだと、平年の端境期に米不足の事態も起きかねないものと思います。平年に回復しても、平成6年10月末の政府在庫は60万トン前後の見込みとされており、作況指数の1ポイントが約10万トンに相当するため、50万トンの減収となり、在庫は極めて厳しい水準となると思われまます。ことしの異常気象と相次ぐ気象災害に加えて景気低迷のあおりを受けて、今年度の農家経済はかつてない落ち込みとなるようなことから、平成5年度から改めて始まった水稻営農活性化対策、減反政策について、稲作農家の実態を十分に配慮した対応が図られるよう、私といたしましても農家の一人として望むものでございます。

3番目の御質問であります復田に対する財政的な支援を抜本的に強めるよう要請することにつきましては、農林省の新政策の本格的な展開の中で関連法の具体化が進められ、平成6年度予算は一層本格的に進める施策となると思われまます。国民の豊かで安全な食生活を支

える基礎は地域の農村づくりであると思いますから、国民食糧の豊かで安全で安定的な需給体制を確立するために、農業生産の担い手を育成・確保し、すぐれた経営体を確立して、農地を有効に利用する仕組みをつくり上げることが最も大事だと思います。今後、新政策の本格的展開される中で対処されるよう望むものでございます。そして、この減反並びに復田対策については農業団体とも密接な連絡をとって要求をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 松本議員の2番目以降の御質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、本市における不登校、登校拒否児童・生徒の実態についての御質問でございましたが、平成4年度の集計で見ますと、年間50日以上欠席した者は、小学校で11名、0.15%、それから中学校で50日以上欠席した者は51名、1.2%でございました。なお上記のうち、指導の結果、登校できるようになった者は、小学校で7名、中学校で9名でございます。本年度につきましては年度途中でございますので年間の集計はございませんが、各月7日以上欠席者については学校に報告を求めて集計をしておるところであります。ちなみに、1学期中に50日以上欠席した者は、小学校で9名、中学校で23名でございます。

本市におきましても、全国と同様になお増加の傾向にありますので、やはり学校教育の大きな課題であるというふうに思っております。したがって、各学校、諸機関と連携をとって、その解決に向けて努力しておるところでございます。

次に、不登校、登校拒否をつくらない学校教育のあり方という御質問でございますが、不登校、登校拒否を発生させない学校教育という立場で申しますと、登校拒否の背景には、先ほど議員も御指摘のように、学校でありますとか、家庭、社会のさまざまな要因によってこれが起こっておるわけで、それらが複雑に関係しておりまして、一人ひとりの登校拒否該当児童・生徒によってその対応も異なっております。したがって、学校だけの対策によって解決することはなかなか困難であるというふうに考えておりますが、まず学校がとるべき道としては、児童・生徒にとって心の居場所になるような学校にすることが大事であるというふうに考えております。心の居場所ということは、児童・生徒が自己の存在感を実感し、精神的に安心していることのできるような場所であるというふうに思っております。そのような学校教育が推進されることが大切であるというふうに考えておるところであります。

それから、3番の新学習指導要領による中学校の芸術教科についての御質問であります。学習指導要領改訂のねらいには、一つに心豊かな人間の育成、第2に基礎・基本の重視と個性を生かす教育の充実、3番目に自己教育力の育成、4番目に文化と伝統の尊重と国際理解の推進ということが挙げられておるわけでございます。これらのねらいに即して、必修の時間では基礎・基本の定着を図り、選択教科では生徒の興味・関心に基づく教科選択の幅を広げて、個性に応じた学習ができるようにするものであります。お尋ねの音楽、美術についてもその一環でありまして、教育課程の弾力的な編成ができるようにしておりまして、一律に

時間数を減らして、それを他の教科、例えば国語でありますとか、数学でありますとか、そういう教科に割り振るといったものではありません。したがって、御説のように幾つかの教科を準備して、生徒の興味・関心に基づいて選択できるようにその幅を広げるという趣旨でございます。

ちなみに、従来の教育課程から本年度になって市内の5中学校におきましては、音楽、美術の時間数を減らしたところはありませんので、念のために申し上げます。

以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） はい、21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 松本です。

冷夏による水稲への被害状況と減反政策の撤廃についての質問なんですが、ぜひ市長が見解を述べられたような形でやっていただければというふうに思うわけですが、兼業農家にしましても、農家が米をつくれなくなったという減反政策一つ見ても、意欲を失ってきているというようなことから、こういう大変な自然災害による被害状況が大きいときに立ち直れないような状況が出てくると大変だなあという思いで取り上げたわけなんですが、可児市はまだ東北や北海道の方と比べたら随分そういう被害は少ないというふうに見られるわけなんですが、国の方に対しても、緩やかな米の需給計画とか、それから農家が採算の合う米価とか、また米をつくらせない政策じゃなくて、つくる政策というのをぜひ進めていくように、今後も引き続き要望していただきたいと思います。

それから登校拒否、不登校の問題なんですが、教育長が述べられた答弁、心の居場所になる、子供が学校でそういう存在感を実感できるような教育の雰囲気、学校教育がされるということが大切だと言われましたが、これはもっともなことだと思うわけですが、今、私たちが重視していかなければいけない問題の中に、勉強している子供が大変疲れているという状況があるのではありませんか。本来、勉強している子供というのは、生き生きしているのが本来の姿だと思うんですが、これはまた塾へ通っているから疲れているんじゃないとか、家庭教育の関係等も出てくるので学校教育の場だけのことではないと思うんですが、昨年の小学校の新学習指導要領、ことし中学校は始まったばかりですが、そういう中で学習の量が低学年におろされてふえてきているという、そういう状況もどんどん子供が疲れている状況に追い打ちをかけるようなことがあるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、とにかく学校で生き生きと勉強する。そしてそれが、学校の勉強が生きる力になるというような教育をやってもらいたいわけなんですが、その辺で教育長の答弁されたことと、現在親たちが心配している状況、それから私も、近所の子供さんで小学生でも10時過ぎに塾から帰ってくるというような、11時近くに帰ってくると、子供が何時ごろに寝るかという、12時ごろにしか子供は寝ないというような家庭での状況もあるわけで、これは本当に学校、家庭、社会と、切り離せないわけなんですが、何か教育長さんの御答弁されたことと、現実、子供の側に起きていることとちょっと何か開きがあり過ぎるものですから、そこら辺のところを

どういふふうにとらえてみえるかお尋ねしたいと思います。

それから中学校の新学習指導要領による音楽や美術の教科の関係なんですが、ことしから始まったばかりで、まだ市内ではそういう減らされていく方向というのがあらわれていないというふうにも聞いております。ある美術の先生にお聞きしたんですが、やはり先は減らされている方向がどうしても出てくるというようなことを言ってみえますので、やはり今の新学習指導要領、中学の学習指導要領によりますと、選択教科の拡大の中で、音楽や美術は減っていく傾向にあるということ現場の先生からは聞くわけなんですが、ちょっとその御答弁が、今現在は変化がないんですが、先はどうなんですかということなんですが、お願いします。

議長（勝野健範君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） まず初めの登校拒否を出さない対策という面での御質問であろうかと思いますが、学校で今子供たちが疲れておるといふお話でございました。確かに時代が変わった中で、子供たちの対応は従来と変わってきたということは私も認めるわけであります。ただそれが、御説の学習指導要領の改訂によって学習量がふえたからそうなおるんだということにつきましては、必ずしもそうは考えておりません。先ほど申しました、子供にとって心の居場所になるような学校ということ、まさにおっしゃられた活力のある学校でありますし、その中で子供たちが力をつけていくことであります。したがって、市としては教育指導の方針と重点の中でそういうことをまとめまして、各学校の先生にお願いしておりますわけですが、まず第1に、一人ひとりがたくましく生きていく力をつけることでありますとか、あるいは集団活動に適應する力が身につく学級活動等を充実していくこと、あるいは個に応じた指導に努める指導体制の工夫・改善を図ること、児童・生徒の立場に立った教育相談を充実すること、さらに開かれた学校を目指して、家庭・地域との真の協力関係を築いていくことというようなことを重点事項として取り上げておるわけであります。

具体的な方策としては、さきの議会でもお話がありましたが、各学校にふるさと学習というようなことを取り入れまして、それぞれが体験を通して学習できる体験活動を重視していくというようなことをその一つとして挙げておるわけであります。

なお、不登校、登校拒否になった児童・生徒についてはこの対応を十分していかなければならぬと思っておるわけですが、それにつきましては登校拒否の子を持つ親さん方にお集まりいただいて、月1回でございますけれども、親の会で交流をしております。ただ、これは教育委員会が招集して集まっていたという形になりますと、お気持ちの上で不安もあるかと思つて、主にゆとりピアの和室において教育相談員と、あるいは担当者、あるいは登校拒否対策のための加配の教員をもらっておりますので、その中から担当する先生が1人というようなふうに参加いたしまして、それぞれ話し合いをしておるわけがあります。あるいはまた専門のお医者様にも参加してもらっておりますので、それらのことを通じて解決に向けて努力しておりますし、各学校の研修等を充実しているところでございます。

なお塾の問題であります、遅くまで塾に行つておる小学生がおるといふことについては

私も大変憂慮をしておるところであります。この問題については、今後そういう機関を通して適正な運営がなされるようお願いをしていくことも考えていかなければならぬのではないかと考えております。

それから第2点の選択、現在はいっぱいとおるが、将来は減っていくのではないかとこのお話でございます。

さきの旧学習指導要領と今度の学習指導要領で変わってきた部分は、選択教科に限って申し上げますと、1年生から3年生まで選択教科がありまして、1年生、2年生については外国語、その他必要な教科ということではありますが、基本的には外国語、英語をやっておったわけです。今度の学習指導要領では、3年生で従来やっておった選択教科の幅を2年生に広げていくということでありまして、順次学年が進むに従って、生徒の興味・関心に従った選択ができるように配慮していくということでもあります。したがって、それに対する対策としては、先ほど先生が足りないんじゃないかというお話がございましたが、現在のところ、可児市内の学校につきましては適正規模、あるいは大きい規模でございますので、教科の先生がいないから開設できないという状況はありません。

なお、これにつきましての国の方針としては、第6次の教職員定数改善の中で、選択幅の拡大に対応する教員の加配というようなことも考えておるわけでありまして、これについて鋭意多くの先生の配当をいただけるように、県並びに国をお願いをしていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） はい、21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 松本です。

音楽や美術の教科につきましては、ぜひ減らしてほしくない教科ということで、今後も週2時間は確保していただきたいと思っております。講師の先生なんか採用されたときに、講師だからということで先生が減らされる、教科が減らされるということがないようにぜひ対応していただきたいと思っております。

それから不登校、登校拒否の問題なんです。先生方の教育界、現場の先生方の置かれている立場、そういうものが子供たちに影響している点があるんじゃないかということでお尋ねするわけなんです。三十七、八年前にさかのぼりますと、昭和31年ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが決まりまして、この中で、それまで教育委員というのは住民が選挙で選んでおりましたが、それが自治体の首長が任命するというふうになり、今のような形に変わってきました。それから、文部省と教育委員会との上下関係というものができたりして、この法律ができてから30年ぐらいの間に学習指導要領が改訂をされたり、それから勤評が実施されたり、学校の管理規則の制定が強行されたりというようなことで、先生方の教育現場の中に上下関係というのが非常に持ち込まれてきたということから、「管理主義教育」という言葉がよく使われるわけなんです。1960年代ぐらいから、「管理」といいます

と取り締まりですから、管理で指導に代用すると。管理と指導が一緒になっちゃうという、そういう動きが大変顕著になってきたということが言われております。これは戦前の教育の復活に対する警戒が必要であるというような指摘もされてきたわけです。子供たちは学校で、小学校の場合は高学年になるほどいろいろ進学の問題が心配になってくると思いますが、進学の問題があったり、それからこういう管理と指導が同一視されるような教育現場の中で、一般的に言う校則というような、中学校でいうと生徒の心得とか、小学校は決まりとか何か言うかと思いますが、そういうようなものが、子供たちが学校の中で伸び伸びとやっっては見えるように見えても、気持ちの上では随分抑えつけられてくるような、そういう状況がなかったというふうには言えないと思うんですが、そういうものが子供たちに随分影響をしてきたんではないかというふうなことも一つ私は思うわけですが、この一般的に言う管理主義教育ということと、そういうもとで教育を受けている子供たちがどんなような影響を受けてきたかというふうに、教育長さんはどういうふうに感じてこられましたか、その点についてお尋ねします。

議長（勝野健範君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 学校の教育が管理教育であるというふうなお話でございますが、大勢の子供さんを預かっておる学校であります。それぞれの子供が安全で、しかも伸び伸びと、その中で学力をつけていくような指導ができなければいけませんわけですから、一定の管理、運営という意味での方針というものは、これは責任を持つ立場からいうと当然なことだというふうに思っております。ただ、それがすべてのことを抑えつけて自由にさせないとか、そういう意味での管理であればそれは間違ったことであるというふうに私も思っております。その管理教育が現在行われておるかどうか、あるいはその影響はどうかというようなことについてであります。私どもはそういうふうには考えておりません。

なお、校則、それから決まり等の問題もお話しになりましたが、これも63年度から見直しについて十分話し合うようにというようなことで公聴会等を通じてやってきまして、昨年度は頭髪の自由化も各学校が踏み切ったわけでありまして、これは生徒や保護者の皆さんの御意見を大事にしながらそういう方向に進んできたわけでありまして、したがって、そのことが子供たちの伸び伸びとした学校生活を非常に障害しておるというふうには現在の可児市の学校教育の状況の中で考えてはおりません。

なお、地教行法にかかわる御質問がございましたけれども、これはかつて選挙の時代もあったわけでありまして、いろいろな御意見の中で改正された国の法律に基づくものでございまして、どちらにも一長一短ある中での改善があったものと私は考えております。

それから、そういう体制の中で学校の教員の置かれておる立場が非常に不利になっておるのではないかというふうなお話してございましたが、私は昨今、学校ほど人間関係において民主的な職場はないというふうに思っております。したがって、そういうことが先生方の意欲でありますとか指導力に影響を及ぼしておるというふうには考えておりません。

以上でございます。

議長（勝野健範君） 以上で21番議員 松本喜代子君の質問を終わります。

続いて23番議員 田口 進君。

23番（田口 進君） 23番 田口 進でございます。

上下のまぶたが大変仲よくする時間帯でございますけれども、私、通告いたしました東海環状道路についての1点のみでございますけれども、御質問をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

この問題につきましては昨年の9月議会で渡辺佳彦議員が質問されましたが、そのときに柿田の自治会は絶対反対であったのが、一部の方々から何とか話し合いの糸口をとという機運があり、少し動きが変わってきているということで、市長からも早い時期に地元の皆さんの御理解と御協力を賜るよう努力するとの答弁であったかと思えます。それからちょうど1年経過したわけでございますが、現在でも柿田の田んぼの中に「絶対反対」の看板がそのままの状態であるようでございますが、この1年間の動きはどのようであったかお尋ねをしたいと思います。

そこで、最近では「花フェスタ '95」の日程も決まり、地元の皆さん方もアクセス道路、駐車場、下水道の問題等々一層心配をされている方もおられるようでございます。また、多治見・八百津線の拡幅工事には着手されつつあり、国道21号の計画路線の説明会もされたようで、なお一層、東海環状とのかかわりもできているということになります。そんな中で、担当課の職員も努力をされていることと思えますが、それでも地元の皆さんから、市や議員は何を考えている、我々の気持ちを聞く気にならないのかと。我々の気持ちにもなってくれとかいう、こうした言葉を耳にいたす今日でございます。こんな状態が長く続けば続ほど、お互いの信頼関係もなくなると思うわけでございます。そこで私も広見地区の一議員といたしまして、積極的に協力して、地元の方々の意見を聞きにお邪魔をしながら、一日も早く話し合いの糸口ができるような体制に御協力をできたらということをおもうところでございます。これには私個人でなく、広見地域議員も4名おるわけでございますが、これは一地域のことだけでなく、本当に可児市にとっても重大な課題であると思うわけでございます。そんな中で、やはりこうした絶対反対地域の皆さん方と、個人的にもお知り合いの方もあると思えます。そんな中で、この地域からも、先ほど言いましたような厳しい議会に批判の声もある中で、御嵩町では特別委員会があって一生懸命やっておってくれるがというようなことも聞くわけでございます。そんな中で私も、可児市におきまして特別対策委員会なる組織でもつくって積極的にこの糸口のきっかけをつくるように努力をしたいということをおもうわけでございますが、これにつきましては市長の御見解をお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

議長（勝野健範君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 田口議員の東海環状自動車道の問題についてお答えをいたします。

御質問の過去1年間の経過でございますけれども、昨年の9月に定例会で渡辺佳彦議員の御質問にお答えして以来、引き続き自治会長さんを介しまして、中組の御理解をいただき、

柿田全体としてこの問題に取り組んでいただけるよう努力をいたしておりますが、その間に「花フェスタ`95」の関係で、開催に伴うアクセス道路の主要地方道多治見・八百津線、同じく多治見・白川線、国道21号可児・御嵩バイパスの整備が急浮上してまいりまして、それぞれ御理解を賜りますよう進めており、国道21号可児・御嵩バイパスにつきましては、昨年11月の27日にトーウ会の役員会に説明をさせていただき、以後、自治会ごとに順次説明会を開催し、中恵土、石森、平貝戸、明智、瀬田地区につきましては御理解をいただき、現在、委託業者により測量を実施いたしておりますところでございます。

柿田地区におきましても、今年2月22日に「花フェスタ`95」を含めた国道21号、可児・御嵩バイパスの説明会を開催し、以後、6月28日には地権者を対象とした説明会を開催いたしました。国道21号、可児・御嵩バイパスと東海環状自動車道と、どちらが先でどちらが後なのか、また別々には考えられないであろうと、いろいろな御意見も出まして、現在、自治会長の提案によります対策委員会の結成を心待ちにしているところでございます。なお、非公式には今議員がおっしゃったように、いろんな個々にも意見はいただいておりますけれども、やはり全体としてまとまった意見にならないと、中で対立を生むようなことは望ましくないというふうに考えておりますので、柿田地区全体の御理解を賜りますよう、自治会長さんを介して役員の方々に交渉をいたしておりますところでございます。

なお、特別委員については、議会で決定されればこれは結構なことだと思うわけでございますので、よろしく願いいたします。

〔23番議員 拳手〕

議長（勝野健範君） 23番議員 田口 進君。

23番（田口 進君） どうもありがとうございました。

今、最後に申されました特別委員会については、当然、議会の中のことでございますので、皆さんと御協力をお願いしながら進めていきたいということをおっしゃるわけでございますが、今、市長の答弁の中にもありました。柿田自治会で2月22日ですか、説明会ということ。また6月の28日に地権者対象というような説明会があったというようなお話でございますけれども、やはりこれは私が聞き及んでおる中でも、やはり直接環状線のかかる中の組の一部の方であるというふうに聞いておるわけでございますが、これらがこうした説明会に出てこられたかどうかということをおっしゃるわけでございますが、何か今まで聞いておる中では、私の耳に入ってくるのは、役所の方がちっとも横を向いとって来てくれんぐらいのことを言うわけですが、役所の方で聞きますと、来てくれんでもいいというような話で、なかなか行く機会がないということをおっしゃったので、そうした中で、やはり積極的にそうしたところへ出ていける立場ができればということをおっしゃるので、私も個人的にそうした話を聞いておるだけではなかなかそうした積極的に出ることはできませんので、やはり最後に申しましたように、委員会なるものを組織していただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

今の語尾がなんでしたのでなんですが、2月、6月の説明会の時点で、やはり最初に申し

上げたように、必要な関係の方の出席があったかどうかということが知りたいわけですが。
議長（勝野健範君） 建設部長 井藤君。

建設部長（井藤實義君） 少し話が中身になりましたから、私の方からお答えさせていただきます。

2月とそれから6月につきましては、ここに市長が御答弁させていただいたように、2月につきましては21号御嵩バイパスということでやらせていただいたわけでございますけれども、そのときに当然21号御嵩バイパスにかかる方も東海環状にかかる方もダブルしてみえますもんですから、21号については、全員とは言わんけれども21号にかかる方が見えておったわけでございますけれども、そのときにでも21号と東海環状は切って切り離せん問題だということで、かなりきつい御意見もいただいたわけでございますけれども、そういうことで、今のところでは非常に、お話のように、市の方は来んと言いますけど、私の方は自治会さんあたりを通じまして、いつでも行く、また国の方からもいつでも来ていただけますから、まず皆様御説明を聞いていただきたいということはお話ししとるわけでございますけれども、当日の2会場につきましては、21号にかかる方で東海環状のダブルとる方は来ていただいたわけでございます。

〔23番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 23番議員 田口 進君。

23番（田口 進君） 柿田地区の2月22日のはダブルの方が見えて、6月28日も21号関連であったということですね。

建設部長（井藤實義君） はい。会場を二つにブロックごとに区切っていきましたもんですから、全員寄っていただくと場所があれですから、区切っていった関係でね、そういうことです。

23番（田口 進君） すると、このことは21号と東海環状がらみ、両方一緒の形で2回ともやられたという……。

建設部長（井藤實義君） いえ、21号をまずやったわけでございます。

議長（勝野健範君） 以上で23番議員 田口 進君の質問を終わります。

ここで2時05分まで休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

議長（勝野健範君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

2番議員 遠藤久夫君。

2番（遠藤久夫君） 議長のお許しを得ましたので、景気浮揚対策について御質問をさせていただきます。

昨今の皆様方も御承知のとおり、新聞を見ましても、国民の48%、約50%が景気対策に対して不満を持っていると言われて報じられております。平成不況と申しますか、底知らず、

大企業から地方中小企業にまで大きく影響いたしまして、全く明かりの見えないトンネルの中といったところが現況でございます。こうした不況に対しまして、政府も8月末現在で68%の公共事業の前倒し発注をして景気の浮揚策を打ち出していますし、また県といたしましてもそれに近い数値で発注して景気に刺激を与えているところでございますけれども、現在、可児市におきましてはどのような現況でありますか、お尋ねをしたいと思います。

それから、本年度の事業費の早期着工完成につきましてでございますけれども、これも景気刺激対策といたしまして、可児市におけます本年度の事業着工の早期完成をお願いしたいということでございます。岐阜県下におきまして、8月1ヵ月の倒産件数を、平成年度になってから最大の件数となり、その中でも建設関係が一番多く、それに伴う負債も群を抜いていると報ぜられております。ここまで来ますと自助努力も限界でありまして、今回提出されました議案の中で、小規模企業者への融資枠の拡大をしていただいたのも適切な措置と思いますが、それよりも平成5年度事業を早期に着工できるように仕事を適切に与えていくのが最良の薬ではないかと思うのであります。今年度内の予算の事業の発注を、早期完成を目指したらと考えていますが、いかがでございましょうか。

それから、花フェスタ関連のことについて御質問を申し上げたいと思います。

既に御承知のように、平成7年度に開催予定の「花フェスタ '95」の関連についてお伺いしますけれども、「花フェスタ '95」開催によりまして可児市のメリットを考えますときに、市のイメージアップもありますけれども、同時に周辺道路の整備、可児公園の施設の充実等、それによる地域に与える経済効果があってこそ我々市民総参加のイベントであるというふうに考えるものでございます。そこで私は、花フェスタ開催期間の、すなわち平成7年4月26日から6月4日までの経済効果を望むより、それ以前の公園整備や、アクセス道路の整備や、開会による準備段階における建設関係への投資を市内の業者に少しでも多く受注できるように御配慮を願えたらと思うわけでございます。花フェスタは県がやるからというのではなく、市当局も積極的なアプローチをされまして、地域に活性を与えていただければ、ひいては税の増収にもつながってくるのではないかと思うのであります。いかがでございましょうか。岐阜県も9月議会において、花フェスタ関係の補正予算を7億4,000万円も計上しておられますが、こうした事業を少しでも地元の業者へ発注のできるように御配慮をいただけたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上の景気浮揚対策につきまして市長の御答弁をお願いしたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

議長(勝野健範君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 遠藤議員の景気浮揚対策についてお答えをいたします。

市の工事発注につきましては早期発注に努めるとともに、これまでどおり市内業者の健全な育成を配慮して指名を行ってきておるところでございます。現在、契約済みは68%というような状況になっておるわけでございます。

現在、指名登録業者は、規模及び施工能力等によりまして4段階に、そして市内、準市内、

これは市内に支店のあるものですが、それと市外に格付しています。この指名登録業者名簿より工事規模により業者を指名いたしますが、可能な限り市内業者を優先して指名していきたいということですが、先ほども大江議員の質問にございましたように、一般競争入札を導入しますとそのようなわけにはまいらない場合もございますけれども、今まで市内業者においてそうした不正のことは全然なかったわけでございますので、できるだけ市内業者に発注できるような方法も講じていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

大規模の工事等で市内業者においては施工が難しいもの、また格付によって市内業者のみでは指名する業者が不足する場合、市外の業者も指名せざるを得ないというふうに考えておるわけでございます。市内業者と市外の大手建設業者との建設工事協同企業体の結成によって大規模工事への市内業者の参加の機会をふやすとともに、大手建設業者から市内建設業への技術移転を図る等、市内業者の健全な育成についても配慮していきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、花フェスタ関連事業としましては、「花フェスタ '95」の南駐車場として利用するための運動・文化機能複合施設用地の大規模な造成事業、主要市道の改良補修工事、可児市パビリオンの建設工事等がございます。また、県においても相当量の県道工事が本市で実施されることになっております。今後、できる限り計画的な発注に心がけてまいる所存でございますが、花フェスタ関連事業はいずれの工事も開会までにどうしても間に合わせねばならない必要があり、期限が決まっているものばかりでございますので、県事業もあわせて、この1年余りの間に事業が集中してまいることは避けられないと思うわけでございますが、できるだけ市内業者にそうした工事でも発注できるように努力してまいりたいと思います。ただ、先ほどのゼネコン汚職のようなことになって困りますので、そういうことには十分注意してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔2番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 2番議員 遠藤久夫君。

2番（遠藤久夫君） 大変適切な御答弁ありがとうございました。

最近におきましてちょっと私が建設業者から伺った話によりますと、中小の業者が非常に仕事が本年度は少ないではないかというようなお話をいただきました。先ほど市長さんが言われましたように、大手企業で、しかも特定工事はやむを得ないといたしましても、例えば議決の必要のない9,000万以下の小さな、小さいと言っては申しわけないけれども、そうした工事が非常に少ないではないかというようなお話で、ことしは暇だというような声を聞きましたのできょう質問したわけでございますけれども、どうかひとつ、地域の活性化というものは建設事業をもって初めてバロメーターになるのではないかと思いますので、今後、市内の業者の受注をたくさんしていただきまして、市に活性化を促していただきますことを心から要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（勝野健範君） 以上で2番議員 遠藤久夫君の質問を終わります。

続きまして、6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 議長のお許しをいただきましたので、3点ほど質問させていただきます。

今、日本全国に8,000を超す第三セクターというものが発足しているそうです。商業施設の充実とか町おこし、さまざまな活動を行っているわけでありますが、この第三セクターに関しては、いろんな制度資金による補助対象になっているものが多くあります。そういうことで商工会の中でもまちづくり公社とか、可児市の中心市街地の整備計画に結びつくような第三セクターのあり方を模索しているところでもあります。有線テレビ、それからもうすぐできます特別養護老人ホーム、これらはまさに民活によるものでございますが、今後、可児市の整備、または活性化を考えるに当たり、第三セクター等、民間活力の導入について、基本的な方針がありましたら示していただきたいと思えます。

また関連いたしまして、そういうことも含めまして、これからの行政というのはいろんな業務が年々再々複雑または困難になってまいりますが、それに伴う職員の50人増員という計画は、私たちが考えますと、専門職とか技術職、こういう職種が優先されるべきだと思われませんが、増員の状況と今後の予定をできましたらお知らせいただきたいと思えます。

続きまして2点目、可児市における特別養護老人ホーム第1号ができるということは大変喜ばしいことだと思っております。第2、第3もできることを望んでいますが、当局も考えておられるとおり、やはり在宅介護の支援体制の充実、これが並行して行わなければならないと思っております。予算措置も当然でございますが、私はここで提案したいのは、実現は先でも、今回構築される有線テレビの回線が、単に番組の提供と難視聴の解消だけに終わるのではなくて、双方向通信まで含めたあらゆる可能性を検討していただき、在宅介護、在宅医療、さらには在宅学習等、福祉・文化のセンター的な機能を持てるよう積極的にケーブルテレビ可児を支援していただきたいと思っておりますが、これについていかがお考えでしょうか。

続きまして3点目でございます。

さきの議会で、現在の中学校3年生、高校受験生とその父兄に無用な不安を与えないようにしていただきたいということを質問させていただきました。私自身、可児の義務教育を受けておりまして、全面的にその方針を信頼しておりますし、おおむね現況についても承知いたしておりますけれども、まだまだ父兄の方には一部御存じなくて、何にも状況は変わっていないのにいたずらに心配しておられる方もありますので、改めてこの場において明言していただきたく、もう一度お伺いいたします。その後、進学についての指導はどう進められているでしょうか。また、今までの状況について、それからこれからについて説明してください。

以上でございます。よろしく申し上げます。（拍手）

議長（勝野健範君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 小池議員の第三セクター等、民間活力の導入についてまずお答えをい

たします。

議員御指摘のとおり、まちづくりには第三セクターの存在は今日的には欠かせないものでございますけれども、この第三セクターの内容とか経緯とかについてはもう十分御存じいただいておりますので省略はいたしますけれども、このように今日的に導入が盛んになったということは、公共部門と民間部門、それぞれの長所を生かしながら多様化する社会のニーズにこたえていくことを目的としておると、これが第1番。そして2番目に上げられるのが、公共性と公益性と効率、ひいては収益性が同時に確保されるという利点があると、こういうことではございますが、また一方でデメリットもございまして、公共性を強調し過ぎますと収益性に問題を生じ、また一方で、収益を強制し過ぎると公益性が損なわれる場合がございます。組織が公共部門と民間部門、各部門からの役職員で構成される場合には経営責任が不明確になるなど、寄り合い所帯の弊害に陥りやすいことなどがこのデメリットとして上げられるのではないかと思います。しかし、今や第三セクターは地域振興や地域活性化の大きな原動力でして、その役割及び機能はますます重要視されておる傾向にあります。いずれにしても21世紀の可児市のまちづくり、地域おこし、民間活力の導入には、やはりその戦略といいますか、手法の一つとしてこの第三セクターの導入は必要であると、こういう基本的な認識、方針を持っております。ただ、メリット、デメリット、それぞれ十分その事業の性質を点検いたしまして、内容を吟味の上で行政効果を市民からそれなりに評価していただけるような方向を十分考えまして、思い切って今後導入を図っていきたく、こんなふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから職員の増員計画、あるいはまた専門職等の御指摘の件でございますが、本年度採用予定といたしましては、7名の退職者の補充を含めまして18名今予定をしております。差し引きまして11名の増員ということになるわけではございますが、そのうち技術職、専門職等は7名おります。だから、一般事務職は4名ということになってくるわけではございます。そこで現況として大変私どもがありがたいと思っておりますのは、県下でよく集まったときに出来ますのは、技術職員、特に土木技術等を中心に応募者が全くないということではございますけれども、本市の場合はおかげさまで毎年度募集定員、予定人員を越える応募がございまして、それなりの人材を毎年度確保してきております。ただ専門職、あるいは技術職の中で、特定資格がございまして。昨今ではたくさんのいろいろな資格がございまして、そうした面については将来方向として、機会あらば何らかの形で導入というか採用等も考えて、特に施設管理等で経費節減、事務合理化の点で、すべて一から十まで委託のみならず、そうしたこともあわせて考えていきたく、こんなふうにご考えておりますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

それから定員の増員の状況でございますけれども、いわゆる定数変更をこれまで一定年度ごとにやってきておりますが、議員の御指摘の中に50人の増員計画という数字をお示しになったんですが、実はこれは460名を現在500名ということに定数変更をしておりますので、したがって40名でございますので、よろしく願いいたします。

それから次に特別養護老人ホーム等、いわゆる福祉中心にしたケーブルのネットワーク整備ということについての御質問でございますが、これは当然のこととございまして、私どもとしては地域情報化計画、そしてテレトピア構想を立案いたしました時点で、そういう多用途を当然考えるべきであるという認識のもとに、今回導入、設定をしつつあるケーブルテレビにつきましても、都市型CATV、双方向機能を持たせると、持つということを前提にして、今、事業展開をしてきております。このことは御理解を既にいただいておりますが、したがって、この総合福祉行政にネットワーク整備によって大いに貢献をしなければいけないということとあわせて、生涯学習、その他、単なる行政メディアとしてではなく、総合機能をフルに活用しながら今後のケーブルの利用度を高めていきたいと。既に先ほど申し上げたように、地域情報化計画、そしてさらにはテレトピア構想の中で具体的なメニューを上げておりますので、問題はこれをいかなるスケジュールのもとに展開していくかということとございまして、12月開局に向けて、既に福祉関係につきましても、特に高齢者を中心とする福祉関係につきましても、ホームセキュリティーその他、いろいろ具体的な既に作業開始を並行して進めておりますので、御指摘のように順次展開をしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 小池議員の中学校における進路指導につきましてもの質問にお答えを申し上げます。

市内各中学校におきましては、進路指導につきましても、例年と同じようなペースで進んでおるといふふうに把握しております。三者懇談会につきましても、第1回を既に夏休み前、あるいは夏休み期間を通じて行っておるわけとございまして、今後、各学校におきまして、高等学校へ進んでおる先輩の話聞く会とありますとか、あるいは高等学校の一日入学、あるいは高等学校の関係者を招いての説明会等、順次予定されておるとして、今後、2回目、3回目と三者懇談会を持って、その進路相談に当たっていくという段取りになっておるわけとございまして。

それから、保護者並びに生徒に不安をいらずに与えないようにという御配慮あるお言葉とございまして、確かに模擬テストを実施しないということにつきましてもの一部の不安はあるわけとございまして、現在のところ、教育委員会へそのようなお話を市民並びに保護者からいただいたことはございませぬ。なお、市内の中学校におきましては、幸いなというか、適正規模以上の生徒数の中での進路指導とございまして、学校の中に比較的進路にかかわるデータも蓄積ができておるといふ思いますし、生徒の進学先も比較的限定された範囲の中とありますので、従来から進めておりました進路指導をさらに充実するようしていきたいとこのように考えております。

なお各学校につきましても、教育委員会といたしましては、一層、個人の進路情報を十分提供するように、三者懇談の中で親切、誠意を持って対応していただくようお願いをしておる所とあります。

なお、進学模擬テストについては既に市内でも実施されたようでありますが、これにつきましては、学校並びに教育委員会は関与しないという文部省の方針に従って関与は一切しておらないわけですが、私どもとしては、この模擬テストについては生徒個々の個人情報を得られる立場ということでもありますので、静観をしておるところでございます。

なお、この進路指導の問題は、高等学校の入学者選抜の方法と関連をしまっているわけですので、その点についても今後さらに県へ要望をしていきたいと思っております。県におきましては、先ほど平成6年度岐阜県立高等学校入学者選抜の改善についてということで、入学者選抜に関する諮問会から答申が出まして、それに沿って県の方が改善について検討をしておる段階でございます。なお、その改善と一体にならなきゃならないわけですが、来年度の入試選抜という直接的な問題と、それから中・長期にわたる問題がありますので、今後とも選抜の方法につきまして、さらに適正な方法がとられるように市としても県へ働きかけてまいる所存でございます。また、保護者が不安に陥られないように、各中学校と協力いたしまして、適切な保護者への啓蒙を今後も続けてまいりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いします。

以上でございます。

〔6番議員 挙手〕

議長（勝野健範君） 6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 可児市に限らず行政の一般的な傾向として、物事が完成したらとか、設置されたら、完了したらそれで事足りるとか、失敗なく守るという姿勢があるというようなことをよく昔から言われておるわけなんですけれども、国や県の指導とか、それから他の先進市町村の模倣ではなくて、やっぱりこの前も言わせてもらったような、ボカシみたいに可児から発信するとか、よそから可児へぞろぞろと押しかけてくる、こういう部分をもっともっと、いわゆるソフトウェアの充実というものを自主開発というような意味で図っていただきたい。

また、再三言われております地方分権の時代でございます。ますます自治体独自の発想とか、実行能力というのが問われる時代になると思いますけれども、例のないものとか、未知のもの、新しいものに積極的に取り組んでいただきたいと思っております。可児市には優秀なスタッフがそろっておりますので、その可能性を最大限に追求していただくをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（勝野健範君） 以上で6番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

認定第1号及び議案第81号から議案第93号までについて（質疑・委員会付託）

議長（勝野健範君） 日程第3、認定第1号及び議案第81号から議案第93号までの14議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託します。

お諮りいたします。委員会審査のため、あすから9月23日までの6日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから9月23日までの6日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（勝野健範君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次は9月24日午前9時30分から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

長時間にわたり、まことに御苦勞さまでございました。

散会 午後2時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年9月17日

可児市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

9月24日（金曜日）午前9時30分開議

議事日程（第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第1号及び議案第81号から議案第93号まで
日程第3 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
日程第4 発議第3号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書
発議第4号 在日朝鮮人・韓国人高齢者及び障害者に国民年金適用の救済措置を求める意見書
日程第5 発議第5号 環境センター建設特別委員会の設置について
日程第6 議案第94号 請負契約の締結について
議案第95号 請負契約の締結について
議案第96号 請負契約の締結について
日程第7 議案第97号 教育委員会委員の任命について
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第1号及び議案第81号から議案第93号まで
日程第3 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
日程第4 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（追加日程）
日程第5 発議第3号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書
発議第4号 在日朝鮮人・韓国人高齢者及び障害者に国民年金適用の救済措置を求める意見書
日程第6 発議第5号 環境センター建設特別委員会の設置について
日程第7 議案第94号 請負契約の締結について
議案第95号 請負契約の締結について
議案第96号 請負契約の締結について
日程第8 議案第97号 教育委員会委員の任命について
-

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員（25名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君

3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
14番	今井成美君	15番	河村恭輔君
16番	大江金男君	17番	勝野健範君
18番	村瀬日出夫君	19番	渡辺重造君
20番	小池優之助君	21番	松本喜代子君
22番	奥田俊昭君	23番	田口進君
24番	林則夫君	25番	林義弘君
26番	澤野隆司君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	大沢守正君	福祉事務所長	鈴木益廣君
教育次長 (総務)	可児征治君	教育次長 (学校教育)	吉田博君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	溝口晴美		

議長（勝野健範君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（勝野健範君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（勝野健範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において25番議員 林 義弘君、26番議員 澤野隆司君を指名いたします。

認定第 1 号及び議案第81号から議案第93号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第 2、認定第 1 号及び議案第81号から議案第93号までを一括議題といたします。

これら14議案につきましては、各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、各委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務委員長 河村恭輔君。

総務委員長（河村恭輔君） 総務委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成 5 年度予算関係が 3 件、岐阜県市町村会館組合規約の変更についてが 1 件、計 4 件でございました。

去る 9 月 22 日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第81号 平成 5 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分、及び議案第83号 平成 5 年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第 1 号）、及び議案第84号 平成 5 年度可児市大森財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第93号 岐阜県市町村会館組合規約の変更については、同組合事務所が岐阜県ふれあい会館に入居することに伴い事務内容を変更するものであり、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で総務委員会の審査の報告を終わります。

議長（勝野健範君） 水道経済委員長 続木重数君。

水道経済委員長（続木重数君） 水道経済委員会の審査結果を御報告申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、決算の認定が1件、平成5年度予算の補正が5件、条例の一部改正が1件の計7件でございました。

去る9月21日、助役を初め関係執行部に御出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号 平成4年度可児市水道事業会計決算認定については、水道料金改定に伴う値上げは市民負担の増大をもたらしたという一部反対意見はありましたが、賛成多数により原案を認定することに決しました。

次に、議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分、及び議案第86号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第87号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第88号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第90号 平成5年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第92号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定については、市が個人事業主らを対象に行っている小口融資枠の拡大を行うもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上でございますが、要望事項がございましたので申し添えます。

平成3年4月より水道水は全量県水受水となり、水道料金に占める給水原価の割合も大きく、料金の段階的な値上げを余儀なくされておりますので、県水の値下げを働きかけてくださるよう要望し、当委員会の審査結果の報告を終わります。以上。

議長（勝野健範君） 文教民生委員長 可児慶志君。

文教民生委員長（可児慶志君） 文教民生委員会の審査の結果を報告します。

今期定例会におきまして、当委員会に審査の付託をされました案件は、平成5年度予算の補正が3件、条例の改正が1件の計4件でございました。

去る9月21日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、議案第82号 平成5年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第91号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づき、市が行う廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものであり、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上であります。要望事項がありますので申し添えます。

第1に、特別養護老人ホームについてであります。今後の建設に当たっては快適な施設

環境にするためのハード面、また安らぎを覚える運営としてのソフト面の両面にわたって、可児市の老人福祉施策の一環として十分検討し、社会福祉法人「協助会」の建設計画に反映をしていただきたい。

第2に、ボカシの普及についてであります。本市のボカシによる生ごみ減量対策は全国的な広がりを見せていますが、そのために市内への供給が十分ではなかったところ、今回の補正予算においてボカシ作業所の建設補助が計上され、今後の市内への供給体制が整ったことと思われまます。このことを本市市民に対しさらにPRし、また奨励をすることにより市民の協力をいただいて、一層のごみ減量化策を推進されるよう要望いたします。

以上2点を申し添えまして、文教民生委員会の審査結果報告を終わります。

議長（勝野健範君） 建設委員長 渡辺佳彦君。

建設委員長（渡辺佳彦君） 建設委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度予算の補正が2件でございます。去る9月22日、助役を初め関係執行部に出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第81号 平成5年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、及び議案第89号 平成5年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とするものと決定しました。

審査の結果は以上でございますが、要望事項がございましたので申し添えます。

可児市南部の玄関口として西可児区画整理事業を進めておるわけでございますが、将来的には名城大学の開校もあり、ますます人口は増加が見込まれますので、特に西可児駅を中心とした地域においては将来的展望を踏まえ、事業を推進されますようお願いいたします。

建設委員会の委員長報告を終わります。

議長（勝野健範君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますのでこれを許します。

21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。

日本共産党可児市議団を代表いたしまして、認定第1号 平成4年度可児市水道事業会計決算認定につきまして反対討論を行います。

水道事業につきましては、年間有収水量が前年度に比べ1.1%の増加など努力されております。しかし、市民にとりましては単価の高い県水の全量受水と、それに伴う施設整備のため平成4年度は値上げがされており、さらに6年度も値上げが行われます。水は生命維持に

なくてはならないものですから、県に対しては原水費をもっと値下げされるよう強力に働きかけるべきです。4年度決算につきましては、水道料金の値上げ、また消費税転嫁は市民負担の増となったため反対をするものです。

以上でございます。(拍手)

議長(勝野健範君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(勝野健範君) 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております14議案のうち、認定第1号を除く13議案を一括採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(勝野健範君) 異議ないものと認めます。よって、議案第81号から議案第93号までの13議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件は各委員長報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(勝野健範君) 御異議がないものと認めます。よって、これら13議案は、それぞれ原案のとおり決することに決しました。

次に認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本認定に対する水道経済委員長の報告は原案を可とするものであります。よって、本認定を委員長報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(勝野健範君) 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

請願2号について(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

議長(勝野健範君) 日程第3、請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

当請願については、文教民生委員会にその審査の付託がしてございますので、委員長からその審査の結果について報告を求めます。

文教民生委員長 可児慶志君。

文教民生委員長(可児慶志君) 文教民生委員会に審査を付託されております請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書について、審査の結果を報告申し上げます。

国におきましては、昭和60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を検討しております。今日、学校運営においては、事務職員・栄養職員ともに教員と同じく教育現場を支える重要な役割を担っていることを考えれば、国庫負担法から外すことは地方自治体の財政負担も増大し、また職員の身分、勤務条件にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。よって、今後とも国庫負担制度を維持されるよう本請願を全会一致で採択することに決しました。

以上請願2号について、文教民生委員会の審査結果報告を終わります。

議長（勝野健範君） 以上で文教民生委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより請願2号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する文教民生委員長の報告は採択でございます。よって、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時50分

議長（勝野健範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配布しましたとおり、発議第6号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の意見書提出の発議がございました。

この際、発議第6号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。

ただいま発議第6号が日程に追加されたことに伴い、日程第4以下の順序が繰り下げられたものとみなします。

発議第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第4、発議第6号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員 高木利行君。

1番（高木利行君） それでは意見書の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）

政府は、財政負担の軽減を図るため、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担の削減を検討している。

しかるに、この制度の見直しは単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成5年9月24日、岐阜県可児市議会議長 勝野健範。内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣様。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

ただいまから発議第6号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり決することに決しました。

発議第3号及び発議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第5、発議第3号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書、及び発議第4号 在日朝鮮人・韓国人高齢者及び障害者に国民年金適用の救済措置を求める意見書を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 意見書の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書（案）

児童福祉法において国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負おうとしている。よって、子育ての専門施設である保育所は、すべての父母にとって大切な施設として、その役割と拡充が期待されているところである。

しかしながら国においては、公立保育所保育らの人件費を一般財源化して地方に負担させようとしている。これらは地方財政負担の増大をもたらすのみならず、職員の配置基準にも影響を及ぼすものと考えられ反対するものである。

よって、政府におかれては、児童福祉法に基づいた保育制度を拡充するため、国の予算を増額し、職員の配置基準を改善されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成5年9月24日、岐阜県可児市議会議長 勝野健範。内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（勝野健範君） 次に、7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

在日朝鮮人・韓国人高齢者及び障害者に国民年金適用の救済措置を求める意見書（案）

本市には 340人余の在日朝鮮人・韓国人が住んでおり、そのうちには70歳を超えた老人、障害者も含まれている。

これらの人たちは、日本の植民地時代に徴兵、徴用などで強制的に連行されたか、あるいは故郷での生活に耐えられず、やむなく日本に渡ってきた人たちとその子孫である。

しかしながら、今日彼らの生活環境は非常に不安定な状況に置かれている。特に社会保障面で、在日朝鮮人・韓国人高齢者と一定の年齢以上の障害者がいまだに国民年金制度の適用から除外されている現況にかんがみ、その救済は早急な課題となっている。

日本政府は1982年1月1日より国民年金法から国籍条項を撤廃し、在日朝鮮人・韓国人にも国民年金加入の道を開いた。しかし、当時60歳以上の高齢者や20歳以上の障害者に対する救済措置が講じられていなかったため、これらの人々は現在も無年金のままとなっており、日常生活や将来に大きな不安と負担を強いられている。

よって政府におかれては、戦前・戦後を通じ半世紀以上も日本でともに生活し、両国民の友好と親善の一層の発展を願う立場から、在日朝鮮人・韓国人高齢者、障害者のために次の事項が実現するよう当該措置をとられるよう要請する。

一つ、1926年4月1日生まれ以前の在日朝鮮人・韓国人高齢者に老齢福祉年金支給などの救済措置を講ずること。

一つ、1982年1月1日において、20歳以上の在日朝鮮人・韓国人障害者に対し、障害基礎年金の支給措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成5年9月24日、岐阜県可児市議会議長 勝野健範。内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（勝野健範君） これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。
ただいまから発議第3号及び発議第4号を一括採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号及び発議第4号を原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、発議第3号及び発議第4号は原案のとおり決することに決しました。

発議第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第6、発議第5号 環境センター建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

19番議員 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） 環境センター建設特別委員会の設置につきまして、これまでの若干の経過を報告し御提案をさせていただきたいと思っております。

環境センター建設につきましては、これまでも議会において種々論議がされてまいりました。本市の人口増加と市民生活の豊さに伴って市民から出されるごみの量も飛躍的に増加をいたしました。現在その処理に当たっている加茂衛生センターは昭和55年に建設され、施設の老朽化とともに24時間フル稼動してもすでに処理能力が限界に達している状態であります。

本市はごみ減量化の推進を図るとともに、将来を見据えた環境センターを建設することを重要課題として、平成3年5月、塩河自治会に対し塩河下洞地区の環境センター建設計画を発表し、地元の皆様に環境行政への理解と協力を求める努力が今日まで続けられております。平成3年7月に塩河自治会の意向を受け、当問題に係る検討委員会が14名で構成され、市執行部を交えた焼却施設建設に伴う諸問題の意見交換が活発に展開されてまいりました。

また、環境センターを自分たちの目で確かめるため、牧野の清掃センターの視察を初め、塩河自治会検討委員会、地元丸山地区及び塩河地区の有志の皆さんにより、岡崎市、土岐市、春日井市の環境センター、浜松市の平和処分場の先進地視察が行われました。昨年12月には、1年有余にわたる検討委員会から一步踏み込んだ環境センター対策委員会が設置され、建設に伴う具体的問題解決に向け議論が展開され、今日に至っております。

一方、市においては、昨年8月1日に環境センター建設対策係を設置し、環境センターの専門的知識の修得とともに塩河地区の皆様に理解を求めるべく、昼夜を問わず懸命の努力がされております。このような経過を踏まえ、市議会といたしましても、鋭意、その調査・研

究を進めるため環境センター建設特別委員会の設置を図ることについて発議をいたすものであります。

案文の朗読をもちまして提案理由の説明といたしますので、全会一致の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

環境センター建設特別委員会の設置について（案）

環境センター建設に関し、調査・研究を行うため、委員8名をもって構成する環境センター建設特別委員会を設置し、これに調査を付託するものとする。

なお、本委員会は議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

議長（勝野健範君） これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。ただいまから発議第5号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議のないものと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

議長（勝野健範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま設置されました環境センター建設特別委員会の委員の選任を行いたいと思います。

委員の選任については、可児市議会委員会条例第7条の規定によりお手元に配布いたしました（案）のとおり、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議ないものと認めます。よって、議長によって別紙（案）のとおり選任することに決しました。

それでは、環境センター建設特別委員が決定されましたので、これより委員会の開催を願ひ、正副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時22分

議長（勝野健範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境センター建設特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（林 邦夫君） 報告いたします。

環境センター建設特別委員会、委員長 勝野健範議員、副委員長 奥田俊昭議員に決定いたしました。

では、以上の報告のとおり正副委員長さんを御紹介いたしますので、正副委員長さんは演壇の前の方へお進み願いますようお願いいたします。

委員会を代表しまして、委員長さんからごあいさつをお願いいたします。

環境センター建設特別委員長（勝野健範君） ただいま御紹介をいただきました環境センター特別委員会の委員長として選出されました。また、奥田さんが副委員長ということに決定をいたしましたわけですが、この環境センター特別委員会の設置につきましては、先ほど渡辺議員から詳細な、この建設に対する提案説明があったわけであります。そうした中で、たまたま私が塩河地区といいますと地元でございます、まあ議長も務めておりまして、議長は申し合わせによる指名ということだというような御意見のもとに、この環境センター特別委員会の委員長に御推挙をいただいたわけでございます。どうかひとつ、いままでも全協また議会等でも皆様方に、この環境センターの必要性についてはお話をし、また地域も前向きに今取り組んでおっていただける、そうした状況の中で今後いろいろの問題が出てくると、こんなふうに推測するわけですが、ひとつ議会の皆様方におかれましては、一層の御協力と御指導を賜りますことと、執行部におかれまして、これが建設委員会とも十分御配慮をいただきたいと、こんなふうをお願いを申し上げまして、まことに取りとめのないごあいさつでございますけれども、委員長に就任いたしましたあいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。（拍手）

議案第94号から議案第96号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第7、議案第94号から議案第96号までの3議案を一括議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、お手元の議案書のナンバー8をお願いいたします。

まず、1ページでございます。議案第94号。資料は9番で位置図を示しております。

請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、下恵土中面整備管渠布設（第1工区）工事でございます。工事の総延長は3,028メートルを予定いたしております。管の大きさは200ミリを予定いたしております。契約の方法といたしまして、指名競争入札14社で行いました。契約の金額は2億2,763万円でございます。契約の相手方といたしまして、名古屋市東区泉1丁目22番22号 戸田建設株式会社 名古屋支店 支店長 鎌田米生でございます。なお、工期は平成6年の3月25日を予定いたしております。

次いで2ページでございます。

議案第95号、位置図は資料番号10でございます。

同じく請負契約の締結について。

契約の目的といたしまして、今渡面整備管渠布設（第4工区）の工事でございます。施工延長は3,154メートルを予定いたしまして、200ミリの管を布設する予定でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札14社で行いました。契約の金額2億1,733万円、契約の相手方といたしまして、名古屋市中区丸の内1丁目8番20号 安藤建設株式会社 名古屋支店 取締役支店長 伊藤博高。なお、工期は平成6年3月25日を予定いたしております。

次いで議案第96号、位置図は資料11番でございます。

請負契約の締結について。

契約の目的といたしまして、広見汚水幹線管渠築造（第2工区）工事でございます。工事延長は916メートルでございます。可児川横断を必要といたしますので、その部分138メートル、その他は778メートル、いずれも1,200ミリの管布設を行う予定でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札14社。契約の金額は7億1,894万円。契約の相手方は岐阜市泉町15番地 日本国土開発株式会社 岐阜営業所 所長 伊藤基也でございます。工期につきましては、平成7年の3月24日を予定いたしております。

以上でございます。

議長（勝野健範君） これより質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、議案第94号、並びに95号、96号の3議案、請負契約の締結についての質疑をさせていただきます。

まず第1点ですが、まず入札業者がこの3案とも14業者選定されておられました。そのうち、下恵土中面整備管渠布設（第1工区）工事につきましては、熊谷組、戸田建設、前田建設工業、佐藤工業、東急建設、株式会社フジタ、日本国土開発、大日本土木、矢作建設工業、大末建設、株式会社竹中土木、鉄建建設、村本建設株式会社、安藤建設株式会社というふうになっております。

また、今渡面整備管渠布設（第4工区）工事につきましても、これ全く入札業者が同じであります。14社の競争入札と、一つも違っておりません。

広見汚水幹線の管渠築造（第2工区）工事につきましては、これは、さきに述べました14社のうちの10社が入っております。それで違っておるのは、大末建設、竹中土木、鉄建建設、村本建設にかわりまして、株式会社奥村組、株式会社大林組、株式会社鴻池組、五洋建設というふうに4社だけが変わっております。

ちょっとここでお尋ねしたいのは、指名競争入札の指名業者の選定がどのように行われたのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、これは一つの意見として申し上げたいと思いますが、議案第94号ですけれども、下恵土中面整備管渠布設（第1工区）工事ですが、これはきょうが議決なわけですけれども、既に地域では、回覧板で「下恵土東上屋敷地区の皆さんへ」、これはたまたま東上屋敷地区の皆さんへという回覧板なんです、「下恵土中面整備管渠布設（第1工区）工事について」、途中省略しますけれども、「昨年秋に説明会を行いました可児市公共下水道事業の一環として下記のとおり当地区の下水道工事を行うことになりました」と。「工事は水道管の移設工事を行った後に下水道の本管の工事行います。また、工事施工区域内にお住まい方には、着工前に業者より直接施工時期をお知らせいたします」と。「なお、工事期間中は何かと御迷惑をおかけしますが、御理解の上、御協力お願いします」と。この回覧板なんです、きょう議決なんです。ところが、これより前にこうした回覧板が回っておると。しかも、工事名が下恵土中面整備管渠布設（第1工区）工事、工期は平成5年9月中旬から平成6年3月の25日と。請負業者が戸田建設株式会社というふうに回っておるわけですね。これは、こういうものを回しちゃいけないという意味ではなくって、当然きょう議決されれば速やかに回していただければいいと思うわけですが、きょう、まだ議決もされておらないのに、こうしたものが回るとするのは議会軽視につながるんじゃないかというふうに思うわけです。

以上の2点について質問をしたいというふうに思います。

議長（勝野健範君） 助役 瀧瀬義昭君。

助役（瀧瀬義昭君） 大江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

業者選定についてはどのような方法でやっておるかという御質問でございますが、御存じのように、指名登録という前段階で手続きの問題がございまして、いわゆる指名願いを出した業者、これが何ら問題がないということであれば、直ちに登録をいたしております。その登録をされた業者は、一応手元に置きまして事務的に格付を行っております。これは、県において経営審査、その他において一応それなりの評価というのがなされておまして、その評価点数、総合点数をもってそれぞれの格付を行っておると、もう御存じのとおりでございます。

業者選定に際しては、この登録業者の中で、そして工事の内容、あるいは金額的な問題、それから技術的な問題、あるいはまた、その時点での経営の内容もわかるだけは把握しながら、それぞれの格付に沿って、その範囲の中から必要な業者を選定するということで指名委員会でもって協議決定をいたしております。

今回のこの下水道につきましてつけ加えて申し上げますと、地元業者ではないと。この点

につきましては、私ども努めて地元業者に、後のメンテナンス、その他のこともございますので、施工をしてもらうべく考えていかなきゃならんということは承知いたしておりますけれども、やはり、まだまだ技術的に地元業者では十分にでき得ない面がございます、地元業者ででき得るものについては、そうした業者を主体に選定作業の際に考えておりますけれども、やはり事業の内容、あるいは地域の状況等も加味いたしまして、当案件については、ただいまお話のあった業者を選定させていただいたと、こういうことでございます。

それからジョイントベンチャー方式をとっておりますが、これは地元業者育成を目的といたしまして、できるだけ早い機会に勉強、研究、経験をしていただいて、そして独立して地元業者として地域の仕事ができるようにということで、これまでそうしたことがふさわしいと、そういう方式が問題がないというものについては、ジョイントベンチャー方式をとって指名選定をし、業者決定をしているという状況でございます。

それからもう1点、昨今、新聞紙上等でいろいろ出てまいりますけれども、私どもも先般4業者については、逮捕というニュースがあった即翌日、岐阜市と並んで指名停止処分にしたしておりますし、これまでもそうした事実が明らかになった場合は、即刻それなりの処分をしてきております。そしてなお、昨今4業者以外にもいろいろと話が新聞紙上等に出ておりますけれども、こうした事業者についても選定に際しましては十分考慮いたしまして、処分こそしておりませんが、いわゆる疑わしきは罰せず方式ではなくして、そうした世間とたく名前が上がっておる事業者については御遠慮いただこうという考え方で指名選定に望んでおります。

それから、先ほどちょっと御指摘のございました下恵土地内での戸田建設の問題でございますけれども、私も実はその報告を受けまして、大変これは監督不行き届きで申しわけないと思っております。まあ工期的な問題もございますし、加えてこうした天候不良とかいろんなこともございまして、事業者には工期内完了を厳しく指導しております。もちろん契約そのものは議会承認以後にいたしますので、着工はもちろん本議会で御承認をいただいて契約後ということが当然でございますから、工期設定としてはそのように戸田建設についてもいたしております。しかし、残念ながら先走って、落札決定をしたということにおいて、そうした行為をされたということについては、全く監督不行き届きであったというふうに思っております。厳重に注意をいたしておりますので、何とぞお許しをいただきたいと思っております。

今後は、もちろんこうしたことが二度とないように、これまで1回もそういうことはございませんでした。今回、たまたま話によりますと、現場担当が先走ってやってしまったと。議会承認というような手続き上、全く無知、無理解の者がたまさかそういうことを先行的に行ってしまったという状況が現在までの掌握状況でございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（勝野健範君） はい、16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 助役から御説明いただいたわけですが、後の方の下恵土の問題ですね。戸田建設の問題。この回覧板は、問い合わせ先は可児市役所下水道課工務第1係中村、

佐橋というふうに名前まで明記してあるんですね。これは戸田建設がこういうことをやったのか、市の方がやったのか、どっちかということをやっと確認したいというふうに思います。

それから、先ほど私は入札の選定方法はどうかというふうにお尋ねしたのは、今回の3案件について絞ってお尋ねをさせていただいております。一つは、9月9日に行われた下恵土中面整備管渠布設工事と今渡面整備管渠布設工事の2案件、これは業者が全く同一業者で入札が行われると。普通はそれぞれ工事ごとに違うんじゃないかというふうに思うんですね、指名業者が。後の9月16日に行われた広見汚水幹線の管渠築造工事については、さきの14業者のうちの10業者が加わって4業者が外れてほかの業者が入っておるということになっておるわけですね。ですから、その辺のね、ちょっとやっぱりようわからんのですわ。私も入札に関しては素人ですから、よくわかるように、なぜこういうふうな形になっておるのかということ、この3案件に絞ってお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（勝野健範君） 助役 瀧瀬義昭君。

助役（瀧瀬義昭君） ただいまの選定業者の顔ぶれが2件の工事については同じ、1件については一部違うということについての説明を求めるといってお話でございますが、これは必ずしも事業別に業者を違えなきゃならないという考え方で、これまでも選定作業はいたしております。ちなみに、特に地元業者関係なんかはほとんど同じ顔ぶれ、メンバーで、どの工事を出していくという場合も、これまでも実態としてございます。今回の場合も、特にメンバーを総入れかえしなくてはならないという理由も我々としては選定に当たって考えませんでしたし、これまでの方法に沿って、この場合は同じ業者でもって、全く面整備でございまして内容的にもほとんど一緒でございます。ただ市街地部分で非常にやりにくい面、そしてまた工事現場といたしまして地域住民の皆様方にも生活その他でいろんな影響もございまして、十分責任をもって熟練した事業者にもやってもらわなきゃならないということで、こうした選定をしたんですが、そうした面で、あえて入れかえを全体的にしなくてはならないという理由は見当たらなかったということで、過去にもそうした例がございましたけれども、同じ事業者で行いました。

それから広見幹線につきましては、これは工事名の名のごとく、非常に技術的な問題とか、あるいは工事の内容におきまして、やはり面施工とは違った面での技術的な問題等もございまして、そういうことから面施工の際に選定をした業者すべてが、それらの工事を完全にできるかどうかということから検討いたしました結果、これは適当でないと思われた業者を入れかえたという経緯でございます。以上でございます。

議長（勝野健範君） 水道部長 大沢守正君。

水道部長（大沢守正君） それでは、ただいまの最後の質問でございますが、議員申し上げられましたとおり、全く先ほど助役も申しましたが、議会の議決前に、あたかももう議決いただいたような、業者の名前まで入れまして文書を出しましたことにつきましては、深くおわびをすることでございます。これはたまたま自治会の方へ近く工事に入らせていただくと

というようなことで、役員さんの方へ御相談を担当の方で申し上げましたところ、近いうちに運動会の関係で班長さん方、役員が寄るから、そのときに協力要請するで、それじゃあ早く持ってきてくれやというようなお話もございましたので、ついうっかりして、それじゃあよろしくというような気持ちでお願いしてしまったということでございまして、中ごろ、十五、六日ごろにお願いしておるわけですが、それ以後、早いところはすぐお返しされたんじゃないかということを思っておりますが、大変そういうことで、議会無視、あるいは軽視というような、そういう結果になってしまったことはまことに申しわけなく思いまして、おわび申し上げます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

それからもう一つ、業者から出したか、市から出したかということですが、先ほどありましたように市の方で担当者の方がお願いしたということですので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（勝野健範君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 回覧の方につきましては、市の方のミスということで、今後こういうことのないようにしていただきたいと。でないと、議会というそのものが存在しなくなるということですのでお願いします。

それから面整備工事につきまして、1回目の答弁の中で、できるだけ地元業者を参入させるためにJVですね、ジョイントベンチャー方式でというふうなお話がありましたが、今回の2件については、そういったものは1件も入ってないわけですね。そういうことからいっても、やはりもっと地元業者を育成していただくということを念頭に置いていただきたい。恐らく、今度面整備につきましても、下恵土中面整備につきましても、決してできないことではないというふうに思います。あたかも何か業者がずうっと並んでおると、素人感覚でいけばおかしいなというふうに思うんですね、正直言って。全く同一業者が同じ日に入札をしておると。一方の日にちが変わると、9月9日には同一業者で、16日には一部が入れかわっておると。若干工事の内容が違うということもわかりますし、金額も広見污水幹線については大きくなっておりますので、かわっていくのは別に問題ないと思うんですけども、やはり指名業者が偏るとるんではないかという印象を非常に受けるわけで、その辺のところを今後きちっとしていただきたいというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（勝野健範君） 26番議員 澤野隆司君。

26番（澤野隆司君） 今の問題にちょっと、言葉じりをつかまえて申し上げるつもりもございませんが、場所が場所だけにちょっと確認をさせていただきたい。

一つは、地元業者にそういうノーハウができてない。しかしということ。そして、なおかつ場所的に問題があるのではということ言われた。してみたら、いままでJVで組んでおった地元業者でやっておる場所は、じゃあ容易な場所であったのかと、こういうふうに言えるわけでありまして。そこら辺の問題と、これからまだまだ20年もかかってやっていく大きな大事業であるがゆえに、こういうところで地元業者を外した。能力がないから外した。じゃあ

能力をつけるということについてはどういう指導を、もう一昨年からやっとなるで、じゃあ地元の業者にはどういう指導をしていったらいいのか、そして業者に参入させるにはどういう免許を持ってある人間が必要なのかということについても十分な指導がなされてきたのか、今後もその都度、場所によっては外すとか入れるとか、そういうことを考えていくのかということが一つ。

それから、助役の発言の中で、無理解の者が回覧を出したというふうに言われたが、職員に対してそういう言葉を言われたということについては、その職員は中村という係長がやったということですし、そういうことはその者も不適當なことであり、そういうふうに思うわけですね。したがって、こういう議決前にやって、時間もなかったというお話ですけれども、時間がなかったら、これいつ入札だ。17日かしらんにやられたとするなら、17日は一般質問があったんで、その後にでも議決は行なえるわけですね。わずか4日か5日のことで時間的なんてというようなことは、私はいささか勝手な説明であるというふうに受けとめるんで、そこらの問題。

それから、今までのをずうっと見ておると、大手といえども下請の孫請ぐらいを使ってやっておる。責任をとればそれでいいんだということ、監督が1人おればいいんだということで、今までも行ってきておるわけですけれども、水道と違って、一たん流したらもう何ともならんというような非常にきめ細かい仕事であるがゆえに、業者としての選択についても慎重を要すると、こういうことであろうというふうには理解をいたしますけれども、冒頭に申し上げた地元業者の、今後ですよ、あと二、三年で終わる仕事ならいいけれども、あと何百億という投資をしていく事業であるならば、地元としてはどの程度の、年間5億、あるいは10億ぐらいの事業をやる業者、あるいはまた当然のことながら自前で機械を有しておる業者、そして、そういう業者であるならば十分講習を受けて、免許が要るなら免許を取れ、そういう大手のところへ行って勉強してこいと、そういう何年後には地元業者の育成の中で参入させることも考えると、こういう指導もあってしかるべきだなあということを思うわけですね。

したがって、今申し上げたことについて、いま一度助役の考え方をお願いいたします。

議長（勝野健範君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） ただいまの御指摘についてお答えをいたします。

一口に面整備、あるいは口径が同じでありまして、内容面で非常に深度の深いもの、それから比較的浅いといいますが、もちろんこれは規定・基準にかなう範囲でございますけれども、そういう場合、あるいは推進工法を用いなくてはならないと。それから深い場合は、これもまたいろいろございまして、土質の問題とか、あるいはその地域の現場の状況、例えば家屋が非常に接近しておる、あるいは家屋もいろいろございまして、鉄筋の相当上に高い建物、あるいは工場なり、特定のそうした建物、いろいろその条件によって変わります。

ただいま御指摘がございましたように、帷子地域での面整備、いわゆる住宅団地内についても、かなりこれは難しい面がございまして、それらと今回のものとある程度対照しながら

の御意見でもあろうかと思えますけれども、今申し上げたように、一概に面施工といいましても、やはりそうした内容はいろいろでございます。一部、推進工法を用いなくてはならない、あるいは軌道横断をしなきゃならないとか、そんなこともございまして、選定の際にもいろいろ検討をしたわけでございます。

それから地元業者育成にどのようなことをしておるかというお話でございますが、過去は工事検査も、いわゆる状況を見てここがいいとか悪いとかということを中心にしておりましたが、やはり、いま一つ客観的に、できるだけ他工事と比較して、どうしても人間がやることですので主観が先立ちますと、これはやはり市民の皆様方からも不信を招くおそれもありということで、よりもう少しこの客観的な要素を、工事検査、現地指導においても導入していかなきゃならないということで、ここ数年の間にいろいろと整備をしてみました。その中で、現在は工事検査に対して点数よっての評価ということも行っております。その結果を踏まえて指名選定の際にもこれではとてもだめだとか、これならいいとか、ということも十分考慮してきております。そこで地元業者の皆さんに対しての指導でございますけれども、そうした状況が余りにも極端な場合は、個別的に現地でも指導いたしておりますし、またお呼びして特別にその面の口頭での指導もしております。

それから、これもここ最近になってのことでございますけれども、いわゆる現場に当たる責任者、現場監督に当たる人たち、こういう方たちを対象にいたしまして、技術講習というのをやろうということで、現在自発的に事業者側の方でそうした機会を設けていただいて、そして私どもの方から指導し、また県の土木事務所からも所管の技術課長さん等に御出席いただいて御指導を直接いたしております。

まだこれで十分とは思っておりませんが、そうした現地での、やはりその時々適正な指導をさらにもっと強化しなきゃいけないだろうと思っておりますし、そうした定期的な組織的な指導・研修も別にこの下水道に限らず、工事全体に対してもその必要があるということで、現在はそうしたことを行っております。いずれにいたしましても、担当技術者の話を聞きますと、やはり、まだまだテスト的に地元業者だけでやっていただいたというケースはございますけれども、非常に工事結果が悪かったということで、担当技術者としても責任を持って施工に当たるといことが、まだこれでは不十分だと、こんな意見もございましたし、この春からは地元業者のみで独立してやっていただく領域を広げたらどうかということも、年度変わりのときに話し合いました。が、しかし、そうした現場を直接担当する職員のこれまでの経験、意向等も聞きまして、まだ時期的に尚早だということで、引き続きジョイントベンチャー方式で指導をする。ただジョイントベンチャー方式が単なる名義貸しかということに陥ったら、これはとんでもない話でございますので、その辺も十分歯どめをかけながら、監督、監視・指導を現在も行ってありますが、いずれにいたしましても、できる限り早い機会に、地元業者もさらに技術者の育成と、工事方法、要領の修得をしてもらわなきゃならないと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（勝野健範君） 26番議員 澤野隆司君。

26番（澤野隆司君） 今、地元業者という声は、何年も前からこの下水道に限らず、すべてにそういうことが言われておるわけです。それだけの力がないと言えればそれまでのことなんでありますけれども、JVというものを組みながら、現在そういうところで指導をして育てていこうとしてやっておるというふうに受けとめて今日まで来た、私はそういう考え方があった。ところが、今、助役の話だと、まだまだ単独で面整備をやれということでは今まではないんで、私はそういう形で、ここ二、三年は大手と組ませながらやるということで地元の育成を図ると、そんなふうに理解をしておたわけではありますが、今の話ですと、そういうこともままならんというお話でありますけれども、じゃあこういう結果が出たからには地元業者としてどういう反応を示すかということではありますが、これは十分業者も研究するし、勉強もしていかないかなだろうけれども、こういうふうに入札は終わって大手がとったということの説明というか、なぜ入ることができなかったということについての業者のねたみ、ひがみだけで物事が終わっていくということにならないように、やはり業者の指導というものは大事ではないかなあと、そんなことを思うんで、そういうことについても十分な配慮をしていただきたい。

それから、言葉じりというふうで申し上げたけれども、理解をしておらない職員がやったというような表現ですけれども、これは部長もおって係長か担当だけが勝手に文書を書いてポイと出したということではないだろうと。そんなことを思いますときに、やはりそこらは課長、部長、議会というものの存在というものについては十分な配慮をお願いしていかないかなあと思うわけです。こういうことは、議決前というか、議会に何の話もなしに公開したというケースは今までも随分あるわけで、その都度指摘をしながら、私も二、三指摘をさせていただいたことがありますけれども、こういう大きな問題で、やはり議会議決前に当然のことながら管内の人たちが回覧で知り尽くした。議会というのはどういうとこやねんというようなことの、まずもっての議会に対しての不信、議員に対する不信というものが当然出てくるだろうと。議会なんか要らんじゃろうということになってくるという、簡単に言えばそういうことでもありますので、こういうことについては特に十分な配慮をお願いしておきます。以上。

議長（勝野健範君） 市長 鈴木告也君。

確かに、大変申しわけないことでございましたし、特に前2件については9日に入札しておりますので、本来なら、17日の一般質問のときに議決お願いするのが本意でございましたけれども、広見幹線の入札が迫っておりましたので、それと一緒にやろうということで延ばしたために、地元からそういう要請があって処分が走ってしまったということがあったわけでございます。

これは大変、私どもの監督不行き届きでありまして、ここに深く市長からおわびを申し上げますのでよろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております3議案については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

それでは、議案第94号から議案第96号までの3議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本3議案をそれぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、本3議案は原案のとおり決することに決しました。

議案第97号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第8、議案第97号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第97号の教育委員会委員の任命についてを、現委員であります大野義隆氏の任期が平成5年9月30日に満了となるため、その後任に三宅敏郎氏を選任するに当たり、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

三宅敏郎氏につきましては、現在、日本ライン観光株式会社の総務部長として活躍中ですが、可児農業共同組合理事、可児高等学校PTA役員を御歴任になるなど、人格は高潔にして温厚篤実、その識見と指導力は高く評価されております。教育委員会委員としての職に適任であると考えますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

また、このたび任期満了となられます大野委員におかれましては、昭和60年より8年間、長きにわたり教育委員として豊かな人間形成、学習思想の高揚に御尽力いただいた功績は多大なものがあると存じます。厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも末永く御健勝であられますことを心からお祈りいたします。

以上をもちまして、教育委員会委員の任命につきましての提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（勝野健範君） これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております本案については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第97号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 平成5年第6回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日より本日まで、本会議、並びに委員会を通じまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜りました。議員各位の御労苦に対しまして心より感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算案を初め各案件を原案どおり御議決賜り、厚くお礼を申し上げます。議案審議の中で種々賜りました各位の御意見、御教授につきましては、十分にこれを尊重し検討を重ねまして、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。また、懸案事項であります環境センター建設につきましても、昨年8月より専任の係を設け鋭意努力をいたしているところでございますが、このたび議会におきまして、環境センター特別委員会の設置をいただき、まことに時宜を得たものでございまして、議員各位のより一層の御指導、御協力をお願いいたします。

朝夕はめっきり涼しくなりましたが、何かと行事が多く多忙な時期でもございます。議員皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただきまして、一層の御健勝を心からお祈り申し上げ、第6回定例会の閉会に際しましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

閉会の宣告

議長（勝野健範君） それでは、これをもちまして平成5年第6回可児市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして慎重に御審議賜り、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年9月24日

可児市議会議長

署名議員

署名議員